

放送コンテンツ等に関する権利処理の円滑化と
権利者への適切な対価還元に係る
諸外国の著作権制度及び
ライセンシング環境に関する調査研究
【報告書】

令和2年3月

アライド・ブレインズ株式会社

目次

1. 調査概要	1
1.1. 調査の目的	1
1.2. 調査対象国	1
1.3. 調査方法	1
1.4. 検討委員会	1
1.5. 用語	2
2. 放送コンテンツのネット配信等に係る著作物並びにレコード及び実演の権利処理に関する諸外国の著作権制度・ライセンシング環境の運用実態等	3
2.1. 放送のネット配信に係る制度及び運用の概要	3
EUにおける取組	3
米国	4
英国	9
フランス	13
ドイツ	18
韓国	23
ニュージーランド	27
2.2. 放送のネット配信に係る著作物並びにレコード及び実演の権利処理に関する著作権制度及びライセンシング環境の概要	30
EUにおける取組	30
米国	31
英国	38
フランス	50
ドイツ	61
韓国	69
ニュージーランド	76
3. 著作物の利用円滑化とクリエイターへの適切な対価還元に係る諸外国の著作権制度の在り方	83
3.1. 著作物の利用を円滑化するための措置の概要及び経緯等	83
米国	83
英国	84
フランス	86
ドイツ	86
韓国	87
ニュージーランド	89

3.2. 各国のライセンス環境の現状やライセンスの位置づけ	90
米国	90
英国	90
フランス	92
ドイツ	92
韓国	93
ニュージーランド	94
4. 各国の調査から得られた知見	95
4.1. レコード製作者の権利	95
4.2. レコードに関する実演家の権利	97

1. 調査概要

1.1. 調査の目的

「知的財産推進計画 2019」において、「同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方について、年度内早期に関係省庁で具体的な検討作業を開始し、必要に応じた見直しを本年度中に行う」とされた。

この検討を行うための参考とするため、諸外国における放送コンテンツの同時配信やオンデマンド配信等（以下「ネット配信」という。）に係る諸外国の著作権制度及びライセンシング環境の運用実態等について調査を行った。

また、今後著作権制度の在り方を検討する際の参考とするため、諸外国における著作物利用の円滑化とクリエイターへの適切な対価の還元を図る制度の整備状況や、その背景となる考え方についての調査を行った。

1.2. 調査対象国

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、韓国、ニュージーランド

1.3. 調査方法

文献調査及びメール等によるヒアリング

1.4. 検討委員会

有識者による委員会を設置し、調査方針の策定、調査内容の検討、報告書内容の検討・承認を行った。委員会は契約期間中、以下の日程で計三回開催した。

表 1 委員会開催概要

回数	開催日	主な議題
第一回	12月9日	<ul style="list-style-type: none">・実施方針、スケジュールの確認・調査項目・調査対象の承認
第二回	1月28日	<ul style="list-style-type: none">・調査実施状況中間報告・報告書の構成検討
第三回	3月16日	<ul style="list-style-type: none">・調査実施状況報告・報告書案の確認・検討

検討委員には、著作権法、または海外の放送コンテンツ流通に知見を持つ学識経験者や法曹関係

者に就任いただいた。委員は以下の通りである。

表2 委員一覧

	氏名	所属等
	安藤 和宏	東洋大学法学部法律学科教授
	今村 哲也	明治大学情報コミュニケーション学部専任教授
	内山 隆	青山学院大学総合文化政策学部教授
	大渕 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	奥邸 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
座長	末吉 瓦	弁護士 KTS法律事務所
	龍村 全	弁護士 龍村法律事務所
	前田 哲男	弁護士 染井・前田・中川法律事務所

1.5. 用語

本報告書で用いる用語について、以下にその内容を整理する。

用語	内容
許諾権	第三者が著作物、実演またはレコードを利用することを禁止できる権利。
報酬請求権	第三者によって著作物、実演またはレコードが利用された場合に、報酬を請求することができる権利。
演奏権（パフォーミング・ライツ）	公に演奏、放送、有線放送、ネット配信、上映等をする権利。
録音権（メカニカル・ライツ）	音楽の著作物（楽曲・歌詞）を録音する権利。
シンクロナイゼーション権（シンクロ権）	音楽と、テレビ番組、テレビCM、映画、ビデオ等の映像を同期（シンクロ）させて録音する権利。 日本の著作権法では、楽曲については「複製権」、実演については「録音権」、レコードについては「複製権」として扱われている。

2. 放送コンテンツのネット配信等に係る著作物並びにレコード及び実演の権利処理に関する諸外国の著作権制度・ライセンシング環境の運用実態等

2.1. 放送のネット配信に係る制度及び運用の概要

テレビ放送のネット同時配信については、日本国内では2020年3月からNHKが開始し、主要民間放送局でも実施の方向で検討を進めている状況にある。一方海外では、すでに10年以上前から、世界中の多くの国で地上波テレビ放送のネット同時配信が広く実施されている。

国内におけるテレビ放送のネット同時配信においては、放送とネット配信における著作権・著作隣接権の扱いが異なっており、ネット同時配信のために新たに著作権・著作隣接権の利用許諾手続きを行うことが必要となる。そこで諸外国において、このような利用許諾手続きが実施されているのか、またネット同時配信に際して効率的に権利処理を行えるよう、法制度や運用ルールが整備されているかについて整理した。

EUにおける取組

EUでは、欧州単一市場の形成等の観点から、ネットワーク、コンテンツについて規制の基本的枠組みとして、2002年に「電子通信規制パッケージ」と呼ばれる5つの指令を、2007年に「AVMS (Audiovisual Media Service、視聴覚メディアサービス) 指令¹」を制定し、各加盟国がこれに基づいて国内法制化を進めてきた。

電子通信規制パッケージでは、「枠組み指令²」において、「電子通信ネットワーク」「電子通信サービス」の概念を導入している。この中で、放送伝送サービスは「電子通信サービス」に含まれると規定されている。すなわち、電波を使った放送と、インターネットによる同時配信は、伝送媒体が異なるが、同一のサービス（リニアサービス）であるとみなされている。

また「視聴覚メディアサービス指令」において、コンテンツ規制の枠組が、テレビ放送（リニアサービス）に加えVOD等のノンリニアサービスを含むものに拡大されている。

また2019年4月15日、EU理事会は、放送機関のオンライン送信およびテレビおよびラジオ番組の再送信に関する「デジタル単一市場における著作権に関する指令³」(The Directive on Copyright in the Digital Single Market)を正式に採択した。この指令はEU内での特定のラジオおよびテレビ番組の国境を越えた送信を促進することを目的とし、EUの公式ジャーナルに掲載された後、加盟国は24か月以内に実施しなければならないとされている。

このレギュレーションは、EU全体へのコンテンツの拡散を促進することを目的として、3つのメカニズムを規定している⁴。

¹ Directive 2007/65/EC

² Directive 2002/21/EC

³ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52016PC0594&from=EN>

⁴ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_19_2151

- ・ 「原産国原則」を放送局の補助サービス（同時放送、キャッチアップ、およびプレビューなどのメイン放送を補完するその他のサービス）に拡張することにより、ある加盟国で権利がクリアされたコンテンツが他の加盟国で合法的にオンラインで送信されることを保証する法的擬制を作り出し、著作権関連の行為は最初の加盟国でのみ発生するとみなされるようとする。
 - ・ この新しい規則は、すべてのラジオ番組の放送、およびニュースと時事テレビ番組、放送局自身によって完全に資金提供されたテレビ番組のみを対象とし、オンライン送信の許可に適用される。
 - ・ EU内のテレビおよびラジオ番組の国境を越えた再送信の権利をクリアするための**強制的な集団的権利管理メカニズム**を、ケーブル再送信以外の手段（たとえば、IPTV、衛星、地上デジタルおよびオンライン技術）に拡張する。これは、インターネットを通してテレビおよびラジオ番組の「パッケージ」を提供する事業者が、ケーブル事業者が現在行っているのと同じ方法で、集合的な権利管理メカニズムから将来利益を得ることを意味する。このアイデアは、ワンストップショッピングシステムを作成することを要求する。
 - ・ **直接注入**に適用される規則の明確化を通じて、放送局および信号配信業者に法的確実性が提供される⁵。
- ※ 直接注入とは、公衆がこの送信にアクセスすることなく、放送局が番組の信号を信号配信業者に直接送信するプロセスを指す。

本レギュレーションについて、欧州委員会のプレスリリースで「欧州の放送局が、テレビおよびラジオ番組の大部分をすべてのEU加盟国においてオンラインで利用できるようにし、コンテンツの使用に対して作成者、著者、および権利所有者に十分な支払いが行われるようにする」ことが示されている。

米国

i 放送のネット配信の法的位置づけ

「1996年電気通信法⁶」(Telecommunications Act of 1996)により、放送と通信の垣根が事実上なくなっている。⁷

米国においては、テレビ放送の中心はケーブルテレビであり、1996年電気通信法は、通信キャリアがケーブル放送に参入し、ケーブル放送が通信サービスに参入するクロスエントリーを促進することを目指したものである。

米国の放送産業は、実態として制作、編成、配信の三層に分かれており、ニュース番組を除くドラマ、ドキュメンタリー等の番組については、放送事業者ではないコンテンツ製作者が製作するこ

⁵ 1993年指令において対ケーブル向けに定められた再送信のルールを、インターネットに拡張するもの（つまり同時配信も“再送信”と同じように権利処理すればよい）。

⁶ <https://www.congress.gov/104/plaws/publ104/PLAW-104publ104.pdf>

⁷ <https://www.jamco.or.jp/jp/symposium/26/7/>

とが一般的である。このため米国のコンテンツ製作者は伝送インフラに関係なく、自らのコンテンツをマルチユースすることを想定して製作を行っている。また米国では、放送サービスの中心はケーブルテレビであり、放送と通信の融合サービス提供をめぐる争いは、主に通信事業者とケーブルテレビ事業者の間のネットワーク競争の一環として展開されている⁸。

米国の放送とネット配信における法的位置づけ

法と実態	放送（地上波 初回放送）	同時配信	見逃し配信	VOD
放送法（電気通信法）上の位置づけ	電気通信法において、放送（Broadcasting）、通信（Common carriage）、ケーブル（Cable）、直接衛星放送（Direct Broadcasting Satellite, DBS）といったサービス類型別に規制を実施			
著作権法上の位置づけ	「放送」等について明確な定義はない			

米国著作権法では、無線放送・有線放送・インターネット送信により著作物を送信する行為は、包括的に「公の実演権（right of public performance）」（106条（4））又は「デジタル音声送信による公の実演権」の対象となっている（106条（6））。後者は録音物のみにかかる権利であり、録音物は106条（4）の一般の「公の実演権」の対象から外されている。音楽配信サイトから録音物のコピーをダウンロードするような、インターネットでの個々の著作物の配信行為は、「公の頒布権（right of distribution）」の対象となる。

「公の実演」に関して、「実演」と「公に」は、著作権法でそれぞれ次のように定義されている。

第101条

「実演」

直接または何らかの装置もしくはプロセスを使用して、著作物を朗読、表現、演奏、舞踊または上演すること

「公に」

1 公衆に開かれた場所または家族及び知人の通常の集まりの範囲を超えた相当多数の者が集まる場所において、著作物を実演したまは展示すること

2 著作物の実演または展示を、何らかの装置またはプロセスを用いて、第1号に定める場所または公衆に送信したまは伝達すること（実演または展示を受信できる公衆の構成員がこれを同一の場所で受信するか離れた場所で受信するかを問わず、また、同時に受信するか異時に受信するかを問わない）。

上記のように、録音物に関する例外的扱いを除き、無線放送・有線放送とインターネット放送を

⁸ 提言「通信・放送融合時代における新たな情報通信法制のあり方」2008年2月19日(社)日本経済団体連合会 p13 脚注を参考とした

区別しておらず、映像著作物については、放送・有線放送・インターネット放送を問わず、基本的に排他的許諾権としての「公の実演権」の対象となる。

ただしケーブルテレビによる二次送信（再送信⁹）については、基本的にローカル放送区域での二次送信を行う場合は権利が働くか、ローカル放送区域外における二次送信の場合には法定使用許諾の対象とされている。

ii 監督官庁

米国の放送・通信行政に関しては、主に連邦通信委員会（FCC）の所掌となっている。また連邦取引委員会（FTC）、商務省電気通信情報局（NTIA）等が通信・放送行政に関わっている。

官庁名	概要
連邦通信委員会（Federal Communications Commission : FCC）	「1934年通信法」（1996年電気通信法により改正。以下、「通信法」）に基づいて、通信・放送分野を所掌している。 ラジオスペクトル（ラジオ及びテレビジョン放送を含む）を使用するすべての非政府組織、すべての州間電気通信（Public Switched Telephone Network、人工衛星）、アメリカ合衆国で発信または着信するすべての国際通信に関し、規制及び管理を行っている。 放送事業者及び通信事業者に対し、免許の交付、更新の可否を決定する裁定権、放送通信に関する規則を制定する準立法権を有している。
連邦取引委員会（Federal Trade Commission）	1914年に設立された。 通信・放送分野における主な任務として、通商取引手段の規制や、消費者の保護を目的とした放送広告の監視や規制等が挙げられる。 FCC同様、規則の制定、実施権、裁定権を持つ。
商務省電気通信情報局（National Telecommunications and Information Administration : NTIA）	1978年に商務省の一部局として設置された。 放送、電話、通信など、通信事業に関する連邦政府の政策立案、非商業放送局に交付される連邦資金の管理、連邦政府諸機関で使用される電波監理などを行っている。
その他	国際的な調整に関し、国務省（Department of State : DOS）が所掌している。 通商関連では米国通商代表部（Office of the U.S. Trade Representative USTR）が関係する。 州レベルでは、各州の公益事業委員会（Public Service Commission）が関係する。

⁹ 地上波放送をケーブルテレビ事業者や衛星放送事業者が自身の伝送路を通じて送出し、契約者が視聴できるようにすること。

	Commission / Public Utilities Commission、PSC/PUC) が電気通信事業等の公益事業を所掌している。
--	---

iii 放送のネット配信の運用実態

米国には主要なテレビ放送局として NBC、CBS、ABC の 3 大ネットワークがあり、近年は FOX を加え 4 大ネットワークとされることもある。また非営利の公共放送ネットワークである PBS (Public Broadcasting Service) がある。

これらテレビ放送局はすべて番組のネット配信を実施している。

分類	放送事業者	同時配信	見逃し配信	VOD
公共放送機 関	PBS	有 PBS VIDEO APP ¹⁰ YouTube TV	基本的に無料。 スマートフォンやタブレット、PC などのデバイスを利用し、PBS や地方局の番組をストリーミングや VOD で視聴可能。 月 5 ドルまたは年 60 ドル以上の寄付をするパスポートと呼ばれる PBS 会員になり、人気番組を含む 1,600 以上ものエピソードにアクセスできる。 多くの番組は TV 放送の翌日より 2 週間視聴可能となっている。	
商業放送機 関	NBC	有 www.nbc.com/live/nbc www.nbc.com NBC APP	NBC のウェブサイト上でライブストリーミングを無料で提供している。 テレビで放映される全ての番組が同時配信されるわけではなく、一部のスポーツ番組などは配信されない場合がある。また広告は放送と異なる内容となっている。 見逃し及び VOD については、現在放送中のドラマやショーは、期間限定、ほとんど全て無料で視聴可能となっている。 広告は放送と異なる内容となっている。	
	CBS	有 CBS All Access		

¹⁰ <https://www.pbs.org/pbs-video-app/>

分類	放送事業者	同時配信	見逃し配信	VOD
		有償。ただし、ケーブル TV、衛星放送、IPTV 等を通じた場合は無料視聴できる。 各地の CBS 放送局で放映する番組全てを 1 日 24 時間、一年中同時配信している。（番組編成はすべて同一ではない） VOD では、過去の番組を含む 90 以上の番組の 10,000 話以上のエピソードが視聴可能。		
	FOX	有 Fox.com FOX NOW、FOX nations、FOX Sports（アプリ） Fox.com、FOX NOW は無料。 アプリをダウンロードし、契約している TV またはストリーミングプロバイダーの情報を入れれば、追加料金なしでオンデマンド視聴可能。 内容は本放送と同じ。		
	ABC	有 ABC Show、Abc.com、ABC app（アプリ） 無料。ただし全てのコンテンツが同時配信されるわけではない。 ABC のストリーミング配信サービスアプリをダウンロードし、契約している TV またはストリーミングプロバイダーの情報を入れれば、追加料金なしでオンデマンド視聴可能。 TV プロバイダー等の登録がない場合、放送終了後 8 日後以降に VOD で視聴可能となる。登録済みの場合は、放送直後から視聴可能。		
その他	TV everywhere サービス	ユーザーが契約している有料テレビプロバイダーの認証情報を利用して、一部の有料チャンネルの同時送信に加え、地上波ネットワーク（CBS を除く）の「再送信」の「ネット同時配信」を視聴できるサービス。 有料テレビ契約者は、STB に接続されたテレビだけでなく、スマートフォンやタブレット等、ネットワーク接続された様々な機器を用いて視聴することができる。地上波ネットワークがオンデマンドサービスを提供している場合は、それも視聴可能。		

英國

i 放送のネット配信の法的位置づけ

イギリスは2003年、放送と通信の融合を図る内容を定めた通信法(Communications Act 2003)を制定した。また2004年の通信(TV放送免許)規則(The Communications (Television Licensing) Regulations 2004)において、テレビ受信機は従来の「放送」に限定しないことが定められた。これにより、地上波放送とネット同時配信は「テレビ免許コンテンツサービス」と位置付けられるようになった。

また英国著作権法(Copyright, Designs and Patents Act 1988、CDPA)6条において「放送」が定義されており、1A項(a)で「インターネット上及び他の手段により同時に行われる送信」が、同(c)で「送信について責任を有する者が提供する番組サービスであって、その者が決定したスケジュールに基づいて番組が送信されるサービスの一部を構成する、記録された映像又は音の送信」が放送とされている。このため見逃し配信については、放送局のスケジュールに沿って行われる時差放送が放送として位置づけられ、視聴者がオンデマンドで視聴する形式の場合は「オンデマンド・プログラムサービス」に位置づけられる。

TVライセンス制度¹¹においては、2016年からは同時配信、見逃し視聴とも、BBC iPlayerの利用について受信許可料による視聴の対象になっている。

英国の放送とネット配信における法的位置づけ

法と実態	放送（地上波 初回放送）	同時配信	時差放送／配 信（time- shift）	見逃し配信	VOD
通信法上の位 置づけ	テレビジョン 放送サービス (免許)	テレビジョン 免許の対象と なるコンテン ツサービス (免許)	テレビジョン 免許の対象と なるコンテン ツサービス (免許)	オンデマン ド・プログ ラムサービ ス(届出)	オンデマン ド・プログラ ムサービス (届出)
著作権法上の 位置づけ	公衆送信（放送にも該当） (第20条)			公衆送信（放送には該当しな い）(第20条)	

通信法において、「テレビ放送」は232条及び362条で、また「オンデマンドサービス」は368A条で以下に示すように定義されている¹²。

テレビ放送に関する定義は以下の通り：

¹¹ <https://www.tvlicensing.co.uk/>

¹² なお1990年放送法、1996年放送法における「テレビ放送サービス（television broadcasting service）」「テレビ免許コンテンツサービス（television licensable content service）」の定義も2003年英国通信法と同一である。（1990年放送法第71条、1996年放送法第33条・第39条・第72条）

232 条 ¹³	テレビ免許コンテンツサービスは、衛星放送や電子通信ネットワークの利用を含む全ての手段によって配信される、国民が受信可能なテレビ番組、または電子番組ガイドを構成する全てのサービスをいう。
362 条	<p>パート 3（テレビ・ラジオサービス）における定義</p> <p>「デジタルテレビ放送」とは、1996 年放送法第 1 条（4）に定義するデジタル番組サービスをいう。</p> <p>「テレビ免許コンテンツサービス」とは、本法第 232 条に定義するサービスをいう。</p> <p>「テレビ放送サービス」（television broadcasting service）とは、次に掲げるサービスをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) (デジタル方式またはアナログ方式により) 放送されることを目的として提供されるテレビ番組のサービスから構成されるサービス (b) 公衆が受信可能のように提供されるサービス (c) 次に掲げるサービスではないサービス <ul style="list-style-type: none"> (i) 制限的テレビジョンサービス (ii) テレビジョンマルチプレックス・サービス (iii) テレビジョン免許の対象となるコンテンツサービスを提供するための 1990 年法第 1 部に基づく免許の権限に基づき提供されるサービス (iv) デジタルテレビ番組サービスを提供するための 1996 年法第 1 部に基づく免許の権限に基づき提供されるサービス

オンデマンドサービスに関する定義は以下の通り：

368A 条 ¹⁴	<p>(1) オンデマンドサービスとは、以下の条件に全て該当するサービスをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) その主たる目的が、テレビ番組サービスに通常含まれるプログラム形式・内容に相当する形式・内容のプログラム提供である。 (b) プログラムへのアクセスはオンデマンドである。 (c) プログラムに関する編集責任者がいる。 (d) 一般の市民の利用として提供される。 (e) 提供を行う者は、視聴覚メディアサービス指令において英連合王国の管轄とされる。 <p>(2) 以下の場合には、サービスへのアクセスはオンデマンドである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) サービスは利用者が選択する際に、当該サービスに含まれるプログラムの中から、利用者が選択するプログラムを利用者が見ができるようにする。 (b) 利用者が見るプログラムは、電子通信ネットワーク手段により受けられる。
----------------------	---

¹³ 条文の日本語訳は以下文献記載内容に基づく。

総務省情報通信審議会 情報通信政策部会 放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会 第9回資料
(9-6) 英国における放送コンテンツの権利処理について (http://www.soumu.go.jp/main_content/000512210.pdf)

¹⁴ 2003 年英国通信法 368A 条 (<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/21/part/4A>)

ii 監督官庁

英国では 2003 年 12 月に通信・放送分野の五つの規制機関が統合された Ofcom が、放送・通信分野全般を管理している。電話、ブロードバンド、テレビ、ラジオ、郵便、ワイヤレス機器といったサービスを規制している。

放送政策については、デジタル・文化・メディア・スポーツ省の所管となっている。

官庁名	概要
Ofcom (Office of Communications)	2003 年 12 月、通信・放送分野の五つの規制機関（ Oftel 、 RA 、 ITC 、 RAu 、 BSC ）が統合し、 Ofcom が発足した。 事業者の規制監督について担当し、テレビ放送、同時配信、見逃し配信、オンデマンドサービスを規制監督している。 放送及びオンデマンド・プログラムサービスを対象とした「 Ofcom 放送コード」 (https://www.ofcom.org.uk/_data/assets/pdf_file/0016/132073/Broadcast-Code-Full.pdf) を定めている。
デジタル・文化・メディア・スポーツ省 (DCMS)	Department for Digital, Culture, Media & Sport。 放送政策を所掌している。

また BBC に関しては、 DCMS が特許状¹⁵及び枠組協定書¹⁶を発行し、業務内容の規定を行っている。

直近では、 2016 年 12 月、今後の BBC のあるべき姿を定めた特許状及び枠組協定書を発表した（特許状期間： 2017 年 1 月 1 日～ 2028 年 12 月末（ 11 年間））。新たな特許状及び枠組協定書の主なポイントは以下のとおりである。

- 本来業務：引き続き、テレビ・ラジオの全チャンネルについて、ネット上における同時配信・見逃し配信サービスの提供を本来業務として位置付ける。
- 受信許可料制度：BBC の主要財源としての受信許可料の枠組みを維持する。
- 財源合意期間は 2 回に分け、初回は 2017 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月末、 2 回目は 2022 年 4 月 1 日から少なくとも 5 年間とする。
- 初回の期間はインフレ率に応じた値上げ（物価スライド）を認めるとともに、その後は 5 年ごとに料額の見直しを実施する。
- 75 歳以上の者の料額免除を維持しつつ、国庫負担から BBC 負担に移行する。徴収の対象は従来のテレビ、ラジオ、 BBC iPlayer の同時配信に加え、新たに BBC iPlayer のキャッチアップ配信も含まれる（ 2016 年 9 月から先行実施）。

¹⁵ http://downloads.bbc.co.uk/bbctrust/assets/files/pdf/about/how_we_govern/2016/charter.pdf

¹⁶ http://downloads.bbc.co.uk/bbctrust/assets/files/pdf/about/how_we_govern/2016/agreement.pdf

iii 放送のネット配信の運用実態

英国では公共放送機関として BBC と Channel 4¹⁷が、民間放送局として ITV、Channel 5 が地上波テレビ放送を行っている。いずれの放送局も、インターネットでの番組配信を実施している。ただし Channel 5 は見逃し配信及び VOD での番組配信を行っており、同時配信は行っていない。

分類	放送事業者	同時配信	見逃し配信	VOD
公共放送機関	BBC	有 BBC iPlayer	有 BBC iPlayer	有 BBC iPlayer
		無料 ただし英国内での放送視聴はテレビ受信許可料が必要。 登録しないと視聴できない。	同時配信と同じ。 ※オンライン配信権のないもの（主に映画、スポーツ番組）やダウンロード不可（ストリーミングは可）の番組は対象外。	
商業放送機関	Channel 4	有	有	有
		無料 ただし英国内での放送視聴はテレビ受信許可料が必要。 登録しないと視聴できない。	同時配信と同じ。 ※オンライン配信権のないもの（主に映画、スポーツ番組）やダウンロード不可（ストリーミングは可）の番組は対象外。	
商業放送機関	ITV	有 ITV Hub、ITV Hub+	有 ITV Hub、ITV Hub+	有 ITV Hub、ITV Hub+
		ITV Hub は同時配信、見逃し配信、過去の番組の配信を含むサービスが無料 ITV Hub+ は同時配信、見逃し配信、過去の番組の配信を含むサービスが月額 3.99 ポンドで 1 週間の無料サービス付き		
	Channel 5	—	有	有
			無料 登録が必要。	

¹⁷ Channel 4 は公共放送機関であるが、広告放送を行っているため商業放送機関と認識される場合がある。

フランス

i 放送のネット配信の法的位置づけ

フランスでは、「通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号」¹⁸（レオタール法）の 2007 年の法改正において、インターネットによる番組の同時配信がテレビサービスに含まれることが規定（2 条）され、また 2009 年にはフランステレビジョンは公共サービスの使命を達成するためにビデオオンデマンドなどのサービスにも取り組むこと（44 条）が規定された¹⁹。

またフランスではテレビ放送、ネット配信とも著作権法上は「テレビ放送」に含まれ、著作権者は上演・演奏権及び複製権を持つ。

フランスの放送とネット配信における法的位置づけ

法と実態	放送（地上波 初回放送）	同時配信	見逃し配信	VOD
通信法上の位置づけ	テレビ通信サービス		オンデマンドの視聴覚メディア サービス	
著作権法上の位置づけ	テレビ放送		著作権法上の放送ではない	

著作権法²⁰において、テレビ放送は以下のように規定されている。

第 2 節 財産的権利

第 122 の 1 条

著作者に属する利用権は、上演・演奏権及び複製権を包含する。

第 122 の 2 条

上演・演奏とは、いずれかの方法、特に次の各号に掲げる方法によって著作物を公衆に伝達することにある。

- (1) 公の朗読、歌の演奏、演劇的上演、公の展示、公の上映、及びテレビ放送される著作物の公の場所における伝送
- (2) テレビ放送
 - 2 テレビ放送とは、いずれかの性質の音、映像、記録、データ及び伝達事項を遠隔通信のいずれかの方法によって放送することをいう。
 - 3 著作物を衛星に向けて発信することは、上演・演奏と同一視される。

第 122 の 2 の 1 条

¹⁸

https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=D9489B17E9A808801AE4E92E0F110240.tpdjo15v_3?cidTexte=LEGITEXT000006068930&dateTexte=20101120

¹⁹ <https://www.jamco.or.jp/jp/symposium/26/7/>

²⁰ https://www.cric.or.jp/db/world/france_c1.html#chapter1-2sho-2setsu

衛星によってテレビ放送される著作物の上演・演奏権は、この著作物が国内領域から衛星に向けて発信される場合には、この法典の規定によって規律される。

第 122 の 2 条

この法典によって保障される著作権の保護水準に等しい保護水準を確保しない欧州共同体の非加盟国の領域から発信される衛星によってテレビ放送される著作物の上演・演奏権も、次の各号に掲げる場合には、この法典の規定によって規律される。

- (1) 衛星に向けてのアップリンクが、国内領域に所在する発信局から行われる場合。この場合には、この法典に規定する権利は、この発信局の経営者に対して行使することができる。
- (2) 衛星に向けてのアップリンクが、欧州共同体の加盟国内に所在する発信局から行われず、かつ、発信が国内領域に主たる事業所を有する視聴覚伝達企業の依頼に応じ、この企業のために、又はこの企業の管理下で行われる場合。この場合には、この法典に規定する権利は、この視聴覚伝達企業に対して行使することができる。

また「通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律」では、テレビ放送やネット配信について以下のように規定されている。

第 2 条

(第 3 パラフラフ)

視聴覚通信とは、ラジオまたはテレビサービスの公衆への通信、公衆に利用可能にする方法が何であれ、ラジオおよびテレビ以外の電子的サービス手段による公衆への通信、「デジタル経済への信頼のための 2004 年 6 月 21 日の法律 No.2004-575」の条項 1 で定義されたオンラインでの公衆への通信、および視聴覚メディアサービスのオンデマンドでの公衆への通信を意味する。

(第 4 パラグラフ)

公衆全体または特定の公衆によって同時に受信されることを意図した電子的手段による公衆へのテレビ通信サービスであり、そのメインプログラムは画像と音を含むプログラムの順序付きシーケンスで構成される。

(第 6 パラフラフ)

オンデマンドの視聴覚メディアサービスとは、ユーザーが選択した時間に、要求に応じて、選択を含む番組のカタログから番組を視聴できるようにする電子的手段による公衆への通信サービスである。(以下略)

ii 監督官庁

フランスでは文化・コミュニケーション省が放送行政を所管し、監督機関として視聴覚高等評議会 (CSA) が設置されている。またインターネットでの著作物の頒布及び権利保護のため、インター

一ネットにおける著作物の頒布および権利の保護のための高等機関 (HADOPI) が設置されている。

官庁名	概要
文化省 (Ministère de la Culture)	<p>放送事業に関する政策立案および実施を担当する。</p> <p>省内のメディア・文化産業総局が放送を含むメディア全般の政策立案と実施、規則・基準の制定を司っている。</p> <p>公共放送については、事業者に対する運営規則の制定、一部の経営委員の任命、年次予算の策定などを実施している。</p>
視聴覚高等評議会 (Conseil supérieur de l'audiovisuel、CSA)	<p>放送分野の独立規制機関で、1989 年 1 月、「コミュニケーションの自由に関する 1986 年法を改正する 1989 年 1 月 17 日の法律第 89 25 号」に基づき、視聴覚通信の自由の保障を目的として設置された。</p> <p>2017 年 1 月の「独立行政機関及び独立公的機関の一般的な位置付けに関する 2017 年 1 月 20 日の法律第 2017 55 号」により、同機関は国的一般会計から年ごとの予算を割り当てられる独立規制機関としての位置を確立している。</p> <p>年間予算は約 3,700 万 EUR。</p> <p>委員会は、大統領が任命する議長のほか、国民議会議長、元老議員が任命する各 3 名の委員の合計 7 名から構成される。また、両院の議長による任命の手続については、野党の意向も反映した選任を企図し、それぞれの文化委員会の委員の 5 分の 3 以上の賛成による意見に基づいて行われると規定されている。</p> <p>具体的な所掌内容は以下のとおり：</p> <ul style="list-style-type: none">放送事業者（衛星放送、ケーブルテレビ、IPTV 等を含む）に対する許可の付与及び番組規制公共放送の長及び一部の経営幹部の任命放送事業者への周波数割当政府の放送関連法案に対する諮問番組受信に関する問題への対処公共放送事業者が制作する選挙キャンペーン番組に関する規則の策定放送事業者の法・規則の順守に関する監督（違反者への処罰を含む）未成年等社会的弱者の保護
インターネットにおける著作物の頒布および権利の保護のための高等機関	違法ダウンロードの取り締まりを目的として「インターネットにおける創作物の頒布および保護を促進する 2009 年 6 月 12 日付の法律第 2009-669 号」（通称 HADOPI 法）が制定され、インターネット

(HADOPI)	<p>における著作物の頒布および権利の保護のための高等機関 (HADOPI、Haute autorité pour la diffusion des œuvres et la protection des droits sur Internet) が設置された。</p> <p>HADOPI は以下の任務を担う。</p> <ul style="list-style-type: none"> オンラインでの公衆への伝達サービスの提供のために使用される電子的通信ネットワーク上で著作権または隣接権を有する著作物および目的の合法的提供を促進し、合法および違法な使用を観察する これら著作物および目的をその権利の侵害から保護する 著作権または隣接権によって保護された著作物および目的の保護および特定のため、技術的保護手段に関する規制と監視を行う <p>テレビ番組や動画のインターネット配信は「オンラインで公衆に伝達される著作物」に相当し、HADOPI による監視対象となる。</p>
----------	---

iii 放送のネット配信の運用実態

フランスでは公共放送機関である France Television、商業放送機関である TF1 とも放送番組のネット配信を行っている。同時配信が放送と位置付けられていることもあり、すべての番組が同時配信されている。また見逃し配信、VOD については必ずしもすべての番組が提供されているわけではない。

分類	放送事業者	同時配信	見逃し配信	VOD
公共放送機関	France Télévisions ²¹	<p>有</p> <p>france.tv</p> <p>Franceinfo</p> <p>France.tv</p> <p>1日に放送される約 500 本の番組を、ニュース、スポーツ、文化、教育、青少年などのジャンル別に検索・視聴できる。</p> <p>放送から 7 日目までの番組は無料のキャッチアップ、8 日目以降は原則有料のダウンロード視聴となる。</p> <p>Franceinfo</p> <p>24 時間のニュース専門のサービスであり、インターネットと地上デジタルテレビの双方にニュースを同時配信している。</p>		

²¹ フランス 2、フランス 3、フランス 4、フランス 5、フランス Ô の各チャンネルを提供する公共放送局

商業放送機関	TF1 ²²	有
		MyTF1
		5 チャンネルのすべての番組を同時配信している。 また放送日から 7 日間、大半の番組を見逃し再生で視聴できる。 VOD に関しては、TF1 が制作したドキュメンタリーパン組が メイン。

²² TF1, TMC, TFX, TF1 Séries Films、LCI 等のチャンネルを提供する民間放送局

ドイツ

i 放送のネット配信の法的位置づけ

ドイツにおいてインターネット配信は、「放送」「テレメディア」に分類されており、関連する主な法令は、放送州間協定²³、テレメディア法 (Telemediengesetz²⁴) である。

放送（公共放送、民間放送及びその同時配信を含む）は EU 視聴覚メディアサービス指令でいうリニアサービスにあたり、放送州間協定で規制される。

テレメディアはノンリニアサービスに区別され、放送機関（公共放送、民間放送）によるサービスは放送州間協定で規制されているが、公共放送のテレメディアが同協定の「公共放送」の項で規制されるのに対し、民間放送の場合は公共放送より一般的な規則を定める「テレメディア」の項で規制される。

公共放送によるインターネット配信サービスに対しては競争法上の問題から見逃し配信期間の規制や広告等の制限が行われている（民間放送については一般的な規制のみ）。

2003 年の法改正により、インターネットサービスが番組に付随・関連するものとして規定された。また 2008 年にインターネットを公共放送の本来業務に位置付ける法改正を行い、2013 年には「放送負担金制度」が導入された。

放送州間協定における「放送」「テレメディア」の定義の概要は以下のようになっている。

第 2 条第 1 項 「放送」

放送は、リニア形式（一方向）の情報通信サービスであり、公衆を対象として、公衆による同時受信のためにスケジュールにもとづき動画、音声の提供物を送信することである（以下略）。

「テレメディア」

すべての電気情報通信サービス。

ただし、放送通信網も含め電気通信網を経由して有料で提供される電気通信サービス（電気通信法第 3 条第 24 号で定義）と、場所と時間の区別なく常にサービスが提供されるのではなく、電気通信接続期間中だけでコンテンツのサービスがすべて満たされる電気通信サービスをベースとしたサービス（電気通信法第 3 条第 25 号で定義）は、除外する。

第 2 条第 2 項 19

放送番組をベースとしたもので、背景情報を含めて具体的な番組のコンテンツを再生して、それぞれの番組で利用された素材とソースにアクセスし、そのサービスを当該番組をサポートしながらテーマ的、コンテンツ的に深めて追っていけるもの

²³ 現行の協定は第 21 次改正版である。（2019 年 2 月現在）

https://www.die-medienanstalten.de/fileadmin/user_upload/Rechtsgrundlagen/Gesetze_Staatsverträge/Rundfunkstaatsvertrag_RStV.pdf
²⁴ <https://www.gesetze-im-internet.de/tmg/>

ドイツの著作権法 (Gesetz über Urheberrecht und verwandte Schutzrechte (Urheberrechtsgesetz))²⁵は、2018年11月28日に改正され²⁶、2019年1月1日に施行された。著作権法上、テレビ放送及びテレビ放送のネット配信については、公衆提供の権利と放送権で区別して規定されている²⁷。

第19a条 公衆提供の権利²⁸

公衆提供の権利とは、著作物を、有線又は無線により、公衆の構成員がその選択に係る場所及び時において当該著作物を使用できる方法で、公衆に提供する権利をいう。

第20条 放送権

放送権とは、著作物を、音声及びテレビジョン放送、衛星放送、有線放送又は類似の技術的手段をはじめとする放送により、公衆に提供する権利をいう。

ドイツにおける放送とネット配信に位置づけは、以下のように整理される。

ドイツの放送とネット配信における法的位置づけ

法と実態	放送（地上波 初回放送）	同時配信	見逃し配信	VOD
放送法上の位置づけ	放送サービス (放送州間協定)		テレメディアサービス (放送州間協定)	
著作権法上の位置づけ	放送権（第20条）		公衆提供の権利（第19条）	

ii 監督官庁

ドイツは連邦制国家であり、16の州で構成されている。ドイツ基本法では連邦及び州の立法権限を定めており、連邦の立法権限に属する事項（外交、国防、経済等）以外については、国家の権限を行使して国家の責務を満たすのは州の役割であるとされている。また教育、研究、放送などの文教政策については、連邦の立法権には属さないとされている（州の文化高権：Kulturhoheit der Länder）。

このため、放送に関する監督官庁は各州の機関が中心となっている。

²⁵ <https://www.gesetze-im-internet.de/urhg/>

²⁶ 「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」を国内法制化するための改正。

²⁷ 基本法第5条第2文「放送と映画によるプレスの自由と報道の自由が保障される」もテレビ放送権の基盤になっている。

²⁸ 同条項は2003年に導入され、2001/29/EC指令を国内で法制化したもの

官庁名	概要
連邦ネットワーク庁 (BNetzA)	電波監理、放送分野の技術面の規制監督を所掌する。コンテンツ規制は所掌外。 担当部局は第2局。
州の首相官房	放送行政は、ドイツ基本法上の規定により連邦（Bund）ではなく、16の州（Landの首相官房（Staatskanzlei）が所管している。 州間の放送政策を協議する場合は、ラインラント・プファルツ州の首相官房が幹事を務める。
州のメディア監督機関 (Landesmedienanstalt)	州政府から独立した商業放送の規制監督機関で、全国に14の機関がある。ベルリン州とブランデンブルク州、ハンブルク州とシュレースビヒ・ホルシュタイン州はそれぞれ共同の規制監督機関を設立しており、名称は各州によって異なる。 商業放送の許認可、放送技術の研究と普及に関する支援、放送番組コンテンツの監督等を任務とする。財源として放送負担金（Rundunkbeitrag）の1.9%が各州のメディア監督機関に分配される。 全国又は州を越えた問題に関しては、14の州メディア監督機関が共同で組織する州メディア監督機関連盟（Die Medienanstalten ALM）の所管となり、規制監督等に関して全国共通の方針を規定している。
メディア分野集中審査委員会（KEK）	1997年1月発効の「放送に関する州間協定」の第3次改正により、マスマディア集中排除規定が設けられ、商業放送における集中度を審査するための全国組織の審査機関として同年5月に設立。 各州のメディア監督機関からは独立しており、放送法と経済法の専門家6名及び州メディア監督機関からの代表者6名で構成されている。 「放送とテレメディアに関する州間協定」第26条に基づき、放送事業者の合併買収に伴って資本関係が変化したり、番組配信状況が変化し、年間視聴率で30%を超える事業者、若しくは国内視聴世帯のカバレッジで25%を超え、メディア関連市場において支配的な事業者が出現する際には、社会的影響度を総合的に勘案・判断し、所掌するメディア監督機関に対して報告、助言を行う。
公共放送の財源需要審査委員会（KEF）	放送負担金額の決定プロセスから政治的な影響を排除するために設立された独立委員会。 16人の委員で構成され、公共放送の4年間の事業計画を審査し、放送負担金の値上げの必要性、金額、時期について、2年ごとに州政府に答申を提出する。

	州政府は政治不介入の観点から、十分な理由がない限り、答申の金額を変更することは認められない。
--	--

iii 放送のネット配信の運用実態

ドイツの公共放送機関にはドイツ公共放送連盟（ARD）と、第2ドイツテレヴィジョン（ZDF）がある。また民間放送局として、RTLとProSiebenSat.1 Mediaがある。これら放送局はすべて、ネット配信を実施している。

分類	放送事業者	同時配信	見逃し配信	VOD
公共放送機関	ARD	有	有	
		無料 登録不要 本放送と同一	無料 登録不要 独自制作および委託制作番組が対象 スポーツ：24時間 ニュース：7日間 その他番組：1か月～1年	
	ZDF	有	有	
		無料 個人アカウント登録を求められるが、登録なしでも視聴可 が、登録なしでも視聴可 本放送と同一	無料 個人アカウント登録を求められるが、登録なしでも視聴可 独自制作および委託制作番組が対象 スポーツ：24時間 ニュース：7日間 その他番組：1か月～1年	
商業放送機関	RTL	有 TV NOW PLUS（有料） TV NOW（無料）	有 TV NOW PLUS（有料） TV NOW（無料）	
		PLUSは月額2.99ユーロ／アカウント登録が必要	見逃しとVODに違いはない 見逃しは放送後30日間 TV NOW PLUSでは視聴可能番組数が拡大	
	ProSiebenSat.1 Media	有	有	
		アプリでの視聴： 月額2.99ユーロ	アプリでの視聴：月額2.99ユーロ 見逃しは放送後7日間	

		無料チャンネル (総数 7) のうち チャンネル5つに ついては、個別ア プリのダウンロー ドにより無料で同 時配信、見逃し配 信が可能	
--	--	---	--

韓国

i 放送のネット配信の法的位置づけ

韓国は日本と同様に、初回放送は放送法²⁹上及び著作権法上の放送とされ、ネット配信（同時配信、見逃し配信、VOD）は放送法上も著作権法上も放送でないとされている。また放送番組のネット配信については、「インターネットマルチメディア放送事業法³⁰」で規定されている。

韓国の放送とネット配信における法的位置づけ

法と実態	放送（地上波 初回放送）	同時配信	見逃し配信	VOD
放送法上の位置づけ	テレビ放送 (放送法)		インターネットマルチメディア放送 (インターネットマルチメディア放送事業法)	
著作権法上の位置づけ	公衆送信権 (放送に該 当) (第 18 条)		公衆送信権 (放送には該当しない) (第 18 条)	

「放送法」において、放送は以下のように定義されている。

第2条 (定義)

この法律で使用する用語の意味は、次のとおりである。<改正 2009 年 4 月 22 日、2011 年 6 月 30 日、2011 年 12 月 2 日、2016 年 3 月 22 日>

1~7 (略)

8. 「放送」とは、公衆送信のうち公衆が同時に受信させることを目的として音・映像や音と映像などを送信することをいう。

8 の 2. 「暗号化された放送信号」とは、放送事業者や放送事業者の同意を受けた者が正当な権限なく放送（有線および衛星通信の方法による放送に限る。）を受信することを防止したり、抑制するために、電子的に暗号化した放送信号をいう。

9. 「放送事業者」は、放送を業とする者をいう。

10. 「送信（伝送）」は、公衆送信のうち公衆のメンバーが個別に選択された時間と場所でアクセスできるように著作物等を利用に供することをいい、それに伴って行われる送信を含んでい る。

ネット配信に関しては、「インターネットマルチメディア放送事業法」において、インターネットマルチメディア放送として以下のように定められている。

²⁹ <http://www.law.go.kr/lsEflInfoP.do?lsiSeq=202688#>

³⁰ <http://www.law.go.kr/lsEflInfoP.do?lsiSeq=195372#>

第2条（定義）

「インターネットマルチメディア放送」とは、広帯域統合情報通信網等（自己所有または賃借有無を問わず、「電波法」第10条第1項第1号の規定により基幹通信事業を営むために割当を受けた周波数を利用するサービスに使用される電気通信回線設備は除く）を利用して、双方向のインターネットプロトコル方式で一定のサービス品質が保証されている中、テレビ受像機などを通じて利用者にリアルタイムの放送番組を含むデータ・映像・音声・音響及び電子商取引などのコンテンツを複合的に提供する放送をいう。

テレビ放送とインターネット配信の法的位置づけに関しては、ケーブルテレビ、衛星、IPTVを同一の有料放送サービスとして同一の規制を適用するため、インターネットマルチメディア放送事業法を「放送法」に統合する、通称「統合放送法」の制定を目指す動きがある。ただし2020年2月現在、法律として成立してはいない。

また、韓国著作権法では2条で「放送」と「送信（伝送）」の定義がなされ、また18条で著作者による公衆送信権が規定されている。

第2条（定義）

この法律で使用する用語の意味は、次のとおりである。<改正2009年4月22日、2011年6月30日、2011年12月2日、2016年3月22日>

1～7（略）

8. 「放送」とは、公衆送信のうち公衆が同時に受信させることを目的として、音・映像や音と映像などを送信することをいう。
- 8の2. 「暗号化された放送信号」とは、放送事業者や放送事業者の同意を受けた者が正当な権限なく放送（有線および衛星通信の方法による放送に限る。）を受信することを防止したり、抑制したりするために、電子的に暗号化した放送信号を言う。
9. 「放送事業者」は、放送を業とする者をいう。
10. 「送信（伝送）」は、公衆送信のうち公衆のメンバーが個別に選択された時間と場所でアクセスできるように著作物等を利用に供することをいい、それに応じて行われる送信を含んでいる。

第18条（公衆送信権）

著作者は、彼の著作物を公衆送信する権利を有する。

ii 監督官庁

韓国の放送行政は、科学技術情報通信部と放送通信委員会が関わっている。このうち放送通信委員会は、米国連邦通信委員会（FCC）をモデルに、2008年2月29日に「放送通信委員会の設置及

び運営に関する法律」に基づいて設立された、大統領直属機関である。

官庁名	概要
科学技術情報通信部	<p>2017 年の文在寅政権成立後、ICT と科学技術政策を所掌する未来創造科学部が科学技術情報通信部に名称変更された。科学技術情報通信部の所掌事務は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 科学技術政策の樹立総括・調整・評価 • 科学技術の研究開発・協力・振興 • 科学技術人材の養成 • 原子力研究・開発・製造・利用 • 国家情報化企画・情報の保護・情報文化 • 放送及び通信の融合・振興と電波管理 • 情報通信産業 • メール及び為替および郵便振替に関する事務
放送通信委員会 (KCC)	<p>KCC の所掌事務は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 放送広告政策、編成の評価方針、放送振興企画、放送政策企画、地上波放送政策、放送チャンネル政策に関する事項 • 調査企画総括、放送通信市場調査、放送通信の利用者保護、視聴者の権益増進、個人情報保護の倫理に関する事項 • 放送用周波数の管理に関する事項 • そのほかに「放送通信委員会の設置及び運営に関する法律」又は他の法律の委員会の事務に定めた事項

iii 放送のネット配信の運用実態

韓国では 1990 年代末から地上波放送局がインターネットを通じて番組のサービスを開始している。商業放送機関である SBS が 1999 年に最初にインターネット放送局を設立し、2000 年には MBC と KBS が相次いでインターネット放送を開始している。

現在は各局が自社サイトで放送番組の同時配信や VOD サービスを提供するほか、Netflix 等の動画配信サービスに対抗するため、共同で動画配信サービスを提供している。2019 年 9 月 18 日から、地上放送 KBS、MBC、SBS が運営する POOQ と、SK テレコム傘下の oksusu が合併し、「wavve (ウェーブ)」として新たにサービスの提供を開始した。POOQ と oksusu の加入者を合わせて 1,400 万人の加入者を持つ、韓国最大の動画配信事業者となっている。

分類	放送事業者	同時配信	見逃し配信	VOD
動画配信サービス	KBS、MBC、SBS (及び SK)	wavve (ウェーブ) https://www.wavve.com/		

	テレコム)	各放送事業者の放送番組の同時配信、見逃し配信、VOD に加え、海外ドラマや映画を提供している。 月額制で、放送+ LIVE + wavvie 映画+海外シリーズを HD 画質で同時 1 回線視聴できる Basic プランが 7,900 ウォンからとなっている。
公共放送機関	KBS	有 https://onair.kbs.co.kr
		無料 PC サイト、モバイルアプリで提供されている。 PC サイト：ドラマ・バラエティ番組、時事・教養番組とも放送後 1 年間 VOD で提供。ただし VOD は一部の番組のみ。 モバイルアプリ：ドラマ・バラエティ番組については放送 3 週間後～1 年間 VOD で提供、時事・教養番組は PC サイトと同様。VOD は一部番組のみとなっている。
商業放送機関	MBC	有 https://imbc.com
		有料または無料 有料は HD 画質版等を提供 課金は月額課金、または 1 日、30 日の単位で課金オンエア+見逃し配信+ダウンロードができる統合自由利用権を提供 HD 画質の同時視聴で 2,000 ウォン／月、VOD やダウンロード、海外コンテンツ視聴を含む統合フリーパスで 13,500 ウォン／月等
商業放送機関	SBS	有 ALL VOD
		有料または無料 有料は HD 画質版等を提供 課金は月額定額制、または自由利用券（1 日、7 日、30 日） 同時配信のみの「オンエア」が 2,200 ウォン／月、ダウンロード+VOD+オンエアが 13,500 ウォン／月等

ニュージーランド

i 放送のネット配信の法的位置づけ

ニュージーランドでは放送に関して伝送媒体による区別はなく、電波による放送に加え、同時配信も「放送」と位置付けられている。ただしオンデマンド配信については、「放送」には含まれない。

ニュージーランドの放送とネット配信における法的位置づけ

法と実態	放送（地上波 初回放送）	同時配信	見逃し配信	VOD
放送法上の位置づけ	放送		放送でない	
著作権法上の位置づけ	公の場での上演（第32条）		公の場での上演（第32条）	

1989年放送法³¹（Broadcasting Act 1989）第2条において「放送」は以下のように定義されている。

第2条

放送とは、暗号化されているかどうかに関係なく、放送受信装置による公衆による受信のための電波またはその他の通信手段による番組の送信を意味する。ただし以下の送信形態は含まれない。

- (a) 特定の人の要求に応じて、その人のみが受信できるようにする場合（オンデマンド）
- (b) 公の場でのパフォーマンスまたは展示のみを目的として作られる場合

また著作権法³²（Copyright Act 1994）第2条において、テレビ放送はコミュニケーション作品と位置付けられ、第32条で「公の場での上演」として保護の対象となっている。

第2条 解釈

コミュニケーション作品とは、公衆が受信するための、音声、視覚画像、その他の情報、またはそれらの組み合わせの送信を意味し、放送またはケーブル番組が含まれます。

第32条 公演または公の場での演劇または上演による侵害

- (1) 公の場での作品のパフォーマンスは、文学、ドラマチック、または音楽作品に関連する場合にのみ制限される。
- (2) 公の場で作品を実演または上映することは、録音、映画、またはコミュニケーション作品に関するのみ制限される。
- (3) 作品の著作権が、電子的手段または他の手段によって伝達される視覚的画像または音声を

³¹ <http://www.legislation.govt.nz/act/public/1989/0025/latest/DLM155365.html>

³² <http://www.legislation.govt.nz/act/public/1994/0143/latest/DLM345634.html>

<p>受信するための装置を使用して、作品の公演、演奏、または公開によって侵害されている場合、</p> <p>(a) 視覚的な画像または音声の送信者</p> <p>(b) パフォーマンスの場合、パフォーマーは、侵害の責任があるとみなされないものとする。</p> <p>(4) サブセクション(3)の目的上、視覚画像または音声の送信者には、視覚画像または音声を再送信する人は含まれない。</p>

ii 監督官庁

ニュージーランドでは、情報通信分野をビジネス・イノベーション・雇用省が所掌し、放送関連分野を文化遺産省が所掌している。また放送委員会、放送基準委員会が設置され、放送内容に関する規制監督を行っている。

官庁名	概要
ビジネス・イノベーション・雇用省 (Ministry of Business, Innovation and Employment : MBIE)	省庁再編により旧経済開発省(MED)を統合し、2012年7月に設立された。 通信担当大臣がICT部門の振興政策及び情報通信分野の規制一般を所掌する。
文化遺産省 (Ministry for Culture and Heritage)	1999年9月に設立された。 芸術、文化、放送関連分野を所掌する。放送に関する政策策定は放送担当大臣が所掌する。
放送委員会 (Broadcasting Commission (New Zealand On Air))	「1989年放送法」に基づき設置された Autonomous Crown Entity (ACE)であり、放送担当大臣の指示に基づき、放送内容全般の規制監督を行う。 また、同委員会は公共性の高い放送コンテンツに対し、公的資金を提供する役割も担う。
放送基準（倫理）委員会 (Broadcasting Standards Authority : BSA)	「1989年放送法」に基づき設置された Independent Crown Entity (ICE)であり、青少年を有害番組から保護し、公正で正確な番組作りを促進するとともに、人権保護を目的に、テレビ・ラジオ番組の倫理基準の策定、放送研究の実施、視聴者の苦情処理等を所掌する。

iii 放送のネット配信の運用実態

ニュージーランドの公共放送機関には、TVNZと、マオリ語による放送を行う Māori Television がある。また民間放送局として、MediaWorks New Zealand がある。

これら放送局は、ネット配信を行っている。

分類	放送事業者	同時配信	見逃し配信	VOD
公共放送機関	TVNZ	有	有	有
TVNZ 1、TVNZ 2、TVNZ Duke の 3 チャンネル（及び 1、2 のタイムシフトである 1+1、2+1）を同時配信、見逃し配信（Catch Up）、On Demand で提供している。 ニュージーランド国内からのみ視聴可。 ニュース番組や映画作品など、見逃し視聴まで対応しているが、On Demand には対応していない番組がある。				
Māori Television		有	有	有
Māori Television、マオリ語専用チャンネルである Te Reo の 2 チャンネルを同時配信、見逃し配信（Catch Up）、On Demand で提供している。 ニュージーランド国内からのみ視聴可。 また、事前にユーザー登録が必要。 ニュース番組や映画作品など、見逃し視聴まで対応しているが、On Demand には対応していない番組がある。				
商業放送機関	MediaWorks New Zealand	有	有	有
Three、Bravo、ThreeLife の 3 チャンネルを同時配信、見逃し配信（Catch Up）、On Demand で提供している。 ニュージーランド国内からのみ視聴可。 また、事前にユーザー登録が必要。 ニュース番組やスポーツ番組、映画作品など、見逃し視聴まで対応しているが、On Demand には対応していない番組がある。				

2.2. 放送のネット配信に係る著作物並びにレコード及び実演の権利処理に関する著作権制度及びライセンシング環境の概要

EUにおける取組

EUでは、域内における著作権集中管理制度の制度調和を図るため、著作権集中管理指令(Directive 2014/26/EU³³)が策定され、2016年4月10日までに各国が国内法制化を図ることが定められている。このため、EU加盟国ではこの指令に沿った法改正が行われている。

この集中管理指令では、Title IIで集中管理団体に関する規制を定め、Title IIIで音楽著作物のオンライン利用のマルチテリトリーライセンスのような発展的な利用に向けた規制について定めている。Title IIでは、以下の項目が定められている。

第1章 ライツホルダーの代理、メンバーシップ及び集中管理団体の組織

- 第4条 一般原則
- 第5条 ライツホルダーの権利
- 第6条 集中管理団体のメンバーシップルール
- 第7条 メンバー以外のライツホルダーの権利
- 第8条 集中管理団体メンバーの総会
- 第9条 監視機能
- 第10条 集中管理団体の管理者の義務

第2章 権利収入の管理

- 第11条 権利収入の収集と利用
- 第12条 控除
- 第13条 権利者への金銭の分配

第3章 他の集中管理団体を代表する権利の管理

- 第14条 代理契約の下で管理される権利
- 第15条 代理契約における控除と支払い

第4章 ユーザーとの関係

- 第16条 免許
- 第17条 ユーザーの義務

第5章 透明性と報告

- 第18条 権利の管理に関して権利者に提供される情報
- 第19条 代理契約に基づく権利の管理に関して他の集中管理団体に提供される情報
- 第20条 権利者、その他の集中管理団体、およびユーザーにリクエストに応じて提供される情報
- 第21条 情報公開
- 第22条 年次透明性レポート

³³ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32014L0026>

米国

i 著作物並びにレコード及び実演の権利処理の概要

米国では放送とネット配信による著作権法上の違いはない。放送番組の中で使用される既存の著作物、レコード等については、「職務著作物」として「使用者その他著作物を作成させる者」が権利を有するか、「使用者その他著作物を作成させる者」と既存の著作物、レコード等の著作権者との間で二次利用を想定した契約が締結される。

ただし既存のレコード音楽を映像と同期させて使う場合は、コンテンツ製作者は著作権者及びレコード原盤権者からシンクロ権の許諾を得ることが必要となる。有名な楽曲を利用しようとした場合は、利用地域や利用期間を限定することにより、ライセンス料を抑えるといったことも行われている。一方、楽曲の利用地域や期間を限定しないオールライツを取得する場合は高額のライセンス料が必要になる。コンテンツ製作においては総製作費や楽曲使用に関する予算が決まっていることが一般的であり、楽曲使用料を安価に抑えることが可能なライブラリミュージックが多く使われている³⁴。

「初回放送」及び「同時配信」は一次利用として扱われ、初回放送以外の放送や見逃し配信、VODは二次利用として扱われる。

米国の放送とネット配信における権利処理の概要

権利者	権利種別	法と実態	放送（地上波初回放送）	同時配信	見逃し配信	VOD
原作者	著作権	著作権法	許諾権：公の実演権（106条）			
		実際の運用	職務著作物としてコンテンツ製作者が持つ、または個別契約（原作者）。			
脚本家	著作権	著作権法	許諾権：公の実演権（106条）			
		実際の運用	職務著作物としてコンテンツ製作者が持つ、または個別契約（脚本家）。	職務著作物としてコンテンツ製作者が持つ、または個別契約（脚本家） ※ 職務著作物の場合、Writers Guild of America(WGA)とコンテンツ製作者を代表する団体		

³⁴ 日本放送協会へのインタビューによる

				(AMPTP) が締結した基本協定 ³⁵ が定める二次使用料をギルドに支払う
作詞家／作曲家	著作権	著作権法	許諾権：複製権（シンクロ権）（106条）／公の実演権（106条） ※ コンテンツに音楽を同期させて利用する場合はシンクロ権	
		実際の運用	シンクロ権は、権利を持つ音楽出版社等と個別契約（映像製作時に利用範囲を特定）。 公の実演権は、著作権管理事業者（ASCAP、BMI、SESAC、GMR）または著作権者（個人または音楽出版社）から許諾を得る。 ※ 著作物の一時的な使用 ³⁶ については許諾なしにライズ放送中に利用可能（112条 排他的権利の制限：Ephemeral Recordings）。	
レコード製作者	著作権	著作権法	権利なし	許諾権：複製権（シンクロ権）（106条）
		実際の運用	シンクロ権は、権利を持つレコード製作者等と個別契約（映像製作時に利用範囲を特定）。 ※ 新規製作の場合、製作時の契約により職務著作物としてコンテンツ製作者が権利を得る。 ※ 著作物の一時的な使用については許諾なしにライズ放送中に利用可能（112条 排他的権利の制限：Ephemeral Recordings）。	
実演家（レコード実演）	著作権	著作権法	権利なし	許諾権：複製権（シンクロ権）（106条）
		実際の運用	レコーディング契約により、レコード製作者が著作権を持つ（実演家は持たない）。 ※ 新規製作の場合、製作時の契約により職務著作物としてコンテンツ製作者が権利を得る ※ 著作物の一時的な使用については許諾なしにライズ放送中に利用可能（112条 排他的権利の制	

³⁵ <https://www.wga.org/uploadedfiles/contracts/mba17.pdf>

³⁶ 例えばスポーツイベントの中継やニュース放送中に、スタジアムでスピーカーを介して局が再生されている場合のように、リアルタイムで許諾を得ることが困難な場合などの利用をいう。ただし免除は放送局のみに適用され、また初回放送のみであり、再放送、転用（VOD や番組販売等）には適用されない。

			限 : Ephemeral Recordings)。	
		著作権法	許諾権 : 公の実演権 (106 条)	
実演家 (映像)	著作権	実際の運用	出演契約による	※ 二次利用に際し、俳優等を代表するギルド (SAG, AFTRA) と AMPTP が締結した基本協定が定める二次使用料をギルドに支払う

著作権法第 106 条では、著作権を有する者の排他的権利について規定している。

第 106 条 著作権のある著作物に対する排他的権利

第 107 条ないし第 122 条を条件として、本編に基づき著作権を保有する者は、以下に掲げる行為を行なうことを許諾する排他的権利を有する。

- (1) 著作権のある著作物をコピーまたはレコードに複製すること。
- (2) 著作権のある著作物に基づいて二次的著作物を作成すること。
- (3) 著作権のある著作物のコピーまたはレコードを、販売その他の所有権の移転または貸与によって公衆に頒布すること。
- (4) 言語、音楽、演劇および舞踊の著作物、無言劇、ならびに映画その他の視聴覚著作物の場合、著作権のある著作物を公に実演すること。
- (5) 言語、音楽、演劇および舞踊の著作物、無言劇、ならびに絵画、図形または彫刻の著作物(映画その他の視聴覚著作物の個々の映像を含む)の場合、著作権のある著作物を公に展示すること。また、
- (6) 録音物の場合、著作権のある著作物をデジタル音声送信により公に実演すること。

ii 著作物並びにレコード及び実演の権利処理体制の状況

米国においては、インターネットストリーミング及び衛星ラジオ等のストリーミング型デジタル公衆実演権に関する使用料を徴収・配分するために設立された指定集中管理団体である SoundExchange がある。また音楽近代化法によって、録音権管理団体に関する詳細な規定が著作権法に挿入され、Mechanical Licensing Collective Inc.が設立されている。これ以外の集中管理団体においては、メンバーの著作権者から委託を受けた著作物及び権利について権利行使を行っている。

音楽著作権の集中管理団体として ASCAP、BMI、SESAC、GMR があるが、これら団体は映像コンテンツにおける音楽利用については演奏権のみを行っており、いずれもシンクロ権の許

諾は行っていない。このためコンテンツ製作者がある楽曲をコンテンツに同期させて使用するためには、当該楽曲の著作権を持っている著作者（通常は音楽出版社）と個別にシンクロ権に関するライセンス契約を結ぶ必要がある。またレコード原盤権についても同様に同期利用の管理を行う集中管理団体がないため、シンクロ権のライセンスを取得するためにレコード原盤権者と個別に契約を結ぶことが必要となる。

権利処理に係る組織・団体等	概要	放送コンテンツのネット配信における対応状況
ASCAP (音楽著作権)	<p>American Society of Composers, Authors and Publishers</p> <p>1914年2月13日に、料飲店、ホテル等における音楽演奏権の不正使用から権利者を保護するために、作詞作曲家や音楽出版者によって結成された非営利の会員制の組織（unincorporated membership society）。</p> <p>ASCAPに管理を委ねる作家や音楽出版者は「会員（member）」と呼ばれる。</p>	<p>パフォーミング・ライツ（演奏権）のみを管理しており、メカニカル・ライツ及びシンクロ権の管理は行っていない。</p>
BMI (音楽著作権)	<p>Broadcast Music, Inc.</p> <p>BMIは、替的な組織として放送局会員が設立したものであり、民営の非営利会社（BMI）に管理を委ねる作家や音楽出版者は「加入者（affiliate）」と呼ばれる。</p> <p>BMI設立当時、ASCAPがラジオ放送で使用される楽曲の80%以上を管理しており、ASCAPの提示する条件に不満を持った放送局がBMIを設立し、ASCAPから許諾を受けなくても使用できる楽曲リストをラジオ局に提供し始めた。</p>	<p>パフォーミング・ライツ（演奏権）のみを管理しており、メカニカル・ライツ及びシンクロ権の管理は行っていない。</p>
SESAC (音楽著作権)	<p>Society of European Stage Authors and Composers</p> <p>作詞家、作曲家、及び音楽出版者が会員となっている集中管理団体（民間営利団体）である。音楽の実演(performing rights)に関する権利の集中管理を行っており、音楽利用者から徴収した報酬を会員に分配している。</p> <p>2015年9月、SESACは米国有数の機械著作権機関であるハリーフォックスエージェン</p>	<p>パフォーミング・ライツ（演奏権）、メカニカル・ライツを管理しており、シンクロ権の管理は行っていない。</p>

	<p>シー (HFA) を買収し、関連する作家や出版社の作品に関し、パフォーミング・ライツとメカニカル・ライツを単一のライセンスで提供できるようになった。</p> <p>2017年2月、SESACはBlackstoneに買収された。</p>	
GMR (音楽著作権)	<p>Global Music Rights</p> <p>作詞家、作曲家、及び音楽出版者が会員となっている集中管理団体である。音楽の実演(performing rights)に関する権利の集中管理を行っており、音楽利用者から徴収した報酬を会員に分配する。</p>	<p>パフォーミング・ライツ（演奏権）のみを管理しており、メカニカル・ライツ及びシンクロ権の管理は行っていない。</p>

シンクロ権の許諾は、著作権を持つ音楽出版社と直接契約する必要がある。大手レコード・レベルであるソニー・ミュージック・エンタテインメント、ユニバーサルミュージック、ワーナーミュージックグループの3社はそれぞれ系列または内部に音楽出版社を持ち、音楽著作権（詞・曲）とレコード原盤権をワンストップで許諾できる楽曲を多数管理している。

音楽出版社	レコード・レベル	概要
ソニーATV ミュージック パブリッシング (Sony/ATV Music Publishing LLC)	ソニー・ミュージック・エンターテインメント (SME)	<p>ソニー・ミュージック・グループの傘下に SME と Sony/ATV Music Publishing が置かれている。</p> <p>世界最大の音楽出版カタログを持ち、2019年3月31日時点で 453 万曲を所有および管理している。</p> <p>2012年に Sony / ATV Music Publishing が率いる投資家コンソーシアムが EMI Music Publishing を買収し、世界最大の音楽出版社となった。</p>
ユニバーサルミュージック パブリッシンググループ (UMPG)	ユニバーサルミュージック	<p>UMPG はフランスのメディア企業ビベンディの子会社であるユニバーサルミュージックグループの一部。</p> <p>UMPG のカタログはソニーに次ぎ、300 万曲以上の楽曲を管理している。</p>
ワーナーチャペルミュージック (Warner / Chappell Music)	ワーナーミュージックグループ	<p>ワーナーミュージックグループの一部門。</p> <p>百万曲以上の楽曲を管理している。</p>

また、ライブラリミュージックを提供する音楽ライセンス会社が多数存在しており、音楽著作権とその曲の録音を一括してライセンスしている。ライセンス形態として、1曲ごとに用途や利用地域等に基づいてライセンス料を決定する方法の他、管理しているライブラリー全体を月額（年額）の定額制ですべて利用できる事業者も存在している。以下に、主要な音楽ライセンス会社を示す。

会社名	URL	概要
Musicbed	https://www.musicbed.com/	Nike、Netflix、Sony、Amazon を含む 170,000 以上のクライアントにサービスを提供している。
Music Vine	https://musicvine.net/	英国を拠点とするプラットフォームであり、幅広いジャンル独立系アーティストやバンドのカタログを提供している。 独占ライセンスのアーティストは販売金額の 60%、非独占の場合は 35%を受け取ることができ、PayPal を介して毎月支払いが行われる。
Artlist	https://artlist.io/Home/Application/	映画、コマーシャル、企業コンテンツ等に利用可能な著作権使用料無料のトラックを提供するプラットフォーム。 クライアントは年会費 199 ドルを支払うことにより、Artlist プラットフォーム上のすべての音楽を利用することが可能。
JINGLE PUNKS	https://jinglepunks.com/	2008 年にマンハッタンのローワーイーストサイドにある Jared Gutstadt & Dan Demole によって設立され、ロサンゼルス、ニューヨーク、トロント、ondon にオフィスがある。 トロントに本拠を置く権利管理会社 Anthem Entertainment が所有している。 楽曲を提供するアーティストは独占契約のみであり、シンクロ権収入をアーティストと JINGLE PUNKS で折半する。
Audio Network	https://www.audionetwork.com/	2001 年に設立。 1,000 以上のアーティスト、作曲家、プロデューサーから 175,000 曲以上の完全所有のトラックを提供している。
Marmoset	https://www.marmosetmusic.com/	2010 年に設立。 Facebook、Apple、Levi's、Adidas などのブランドに作品のライセンスを供与している。

iii 権利処理上の課題

映像コンテンツで既存の楽曲を利用するためには、楽曲の著作権者及びレコード原盤権者から個別にシンクロ権のライセンスを得る必要があるが、有名楽曲を利用しようとした場合は数万ドル～数十万ドルにも達する場合があるため、必ずしもコンテンツ製作者の希望通りの楽曲を利用することができます。また製作費の予算が低い作品は、ライブラリミュージックを多用して、クオリティーが低くなるおそれがある。

また、音源データベースが存在しないため、昔のレコードの許諾を得ようとした場合に権利者の特定に時間や労力がかかるケースもある。

英國

i 著作物並びにレコード及び実演の権利処理の概要

初回放送と同時配信は著作権法上ともに「公衆送信（放送にも該当）」として扱われ、一方で見逃し配信やVODは「公衆送信」であるが「放送」には該当しない。

また ①著作物②レコードは著作権法上、「放送」と「ネット配信」ともに著作権として定義され、また③実演の権利は著作隣接権として定義されている。①著作物②レコードは公の伝達権（20条）が認められており、③実演のうち映像実演については初回放送及び同時配信では録音・録画権または放送権（182条）が認められており、見逃し配信やVODでは送信可能化権（182CA条）が認められている。③実演のうちレコード実演については、初回放送及び同時配信では録音物の利用についての公正な報酬の請求権（182条D）が認められており、見逃し配信やVODでは送信可能化権（182CA条）が認められている。

テレビ番組への音楽の同期（シンクロ）については、通常は放送事業者と集中管理団体との包括契約で使用可能となっているが、楽曲によってはシンクロ権の許諾が必要となる。この場合、番組製作者は音楽出版社と直接シンクロ権の許諾契約を結ぶとともに、レコード原盤権についてもレコード原盤権者と直接契約を締結する必要がある。

英国の放送とネット配信における権利処理の概要

権利者	権利種別	法と実態	放送（地上波初回放送）	同時配信	見逃し配信	VOD
原作者	著作権	著作権法	許諾権：公の伝達権（20条）	許諾権：公の伝達権（20条）		
		実際の運用	個別許諾（原作者）		個別許諾（原作者）（原作者・脚本家のギルドであるWriters' Guild of Great Britain (WGGB)との団体間合意がボトムライン）	
脚本家	著作権	著作権法	許諾権：公の伝達権（20条）	許諾権：公の伝達権（20条）		
		実際の運用	個別許諾（脚本家）		個別許諾（脚本家）（原作者・脚本家のギルドであるWGGBとの団体間合意がボトムライン） ※ BBCとITVはWriters' Guildとの間で、特定	

				のオンライン使用に対するライターへの支払いを Writers Digital Payments Ltd を通じて支払う契約を締結している ³⁷
作詞家／作曲家	著作権	著作権法 実際の運用	許諾権：公の伝達権（20条）／録音権（シンクロ権）（17条） 公の伝達権についてはPRSが、録音権についてはMCPSが集中管理団体となっており、両団体が共同でPRS for Musicとして包括許諾を行う（BBC、ITV等と包括契約を結んでいる）。 シンクロ権の処理が必要な場合は、権利者（音楽出版社等）との個別契約を行う。 ※ 28条（一時的複製物の作成）、30条（批評、評論、引用及び時事の報道）あるいは31条（著作権資料の付隨的挿入）により、放送番組内の著作物の複製に関して権利制限され、許諾不要となる場合がある。	許諾権：公の伝達権（20条）／録音権（シンクロ権）（17条）
レコード製作者	著作権	著作権法 実際の運用	許諾権：公の伝達権（20条）／複製権（シンクロ権）（17条） Phonographic Performance Limited（PPL）が集中管理団体となっており、包括許諾を行う（BBC、ITV等と包括契約を結んでいる）。 包括契約では、テレビ放送ライセンスと、オンラインライセンスを同時に取得することが可能。 徴収したライセンス収入のうち、放送と同時配信に係る金額はレコード製作者と実演家で50%:50%に分けられ、支払われる。見逃し、VODについてはレコードティング契約時の条件に基づいてレコード製作者、実演家に分配される。 ただしシンクロ権の処理が必要な場合については権	許諾権：公の伝達権（20条）／複製権（シンクロ権）（17条）

³⁷ <http://www.writersdigitalpayments.co.uk/>

			<p>利者（レコード原盤権者）との個別契約を行う。</p> <p>※ 28条（一時的複製物の作成）、30条（批評、評論、引用及び時事の報道）あるいは31条（著作権資料の付隨的挿入）により、放送番組内の著作物の複製に関して権利制限され、許諾不要となる場合がある。</p> <p>また放送番組でミュージックビデオを使用するためには、PPL の姉妹会社である VPL との包括契約を行う。</p>	
実演家（レコード）	著作隣接権	著作権法	<p>報酬請求権：録音物の利用についての公正な報酬の請求権（182条D）</p>	許諾権：送信可能化権（182条CA）
	著作隣接権	実際の運用	<p>Phonographic Performance Limited (PPL) が集中管理団体となっており、包括許諾を行う（BBC、ITV 等と包括契約を結んでいる）。</p> <p>包括契約では、テレビ放送ライセンスと、オンラインライセンスを同時に取得することが可能。</p> <p>徴収したライセンス収入のうち、放送と同時配信に係る金額はレコード製作者と実演家で 50%:50% に分けられ、支払われる。</p>	<p>パフォーマーの権利は通常はレコーディング契約において、製作者に対し両者で合意された条件で譲渡されるため、PPL が徴収した使用料はその条件に従って両者に分配される。</p> <p>VOD については、条文上は「許諾権」となっているが、放送事業者と PPL との間で単一のライセンス契約の下で処理されており、実質的に報酬請求権化している。</p>
実演家（映像）	著作隣接権	著作権法	許諾権：録音・録画権または放送権（182条）	許諾権：送信可能化権（182CA条）
	著作隣接権	実際の運用	個別許諾（実演家） (BECS との団体間合意がボトムライン)	

英国著作権法では第2章で著作権者の権利について、また第2部で実演の権利について規定されている。

第2章 著作権者の権利

著作権により制限される行為

第16条～18条（略）

（著作物の公の実演、上映又は演奏による侵害）

第19条

- (1) 著作物の公の実演は、文芸、演劇又は音楽の著作物の著作権により制限される行為である。
- (2) この部において、著作物に関して、「実演」は、
 - (a) 講義、演説、講演及び説教の場合には、口演を含む。
 - (b) 一般的に、録音物、映画又は放送による著作物の提供を含むいずれの方法の視覚的又は聴覚的提供をも含む。
- (3) 著作物の公の演奏又は上映は、録音物、映画又は放送の著作権により制限される行為である。
- (4) 電子的手段により伝達される視覚的影像又は音を受信するための機器を用いて著作物が公に実演され、演奏され、又は上映されることによりその著作物の著作権が侵害される場合には、視覚的影像又は音を送る者及び実演の場合には実演家は、侵害について責任を有するものとはみなされない。

（公衆への伝達による侵害）

第20条

著作物の公衆への伝達は、次に掲げる著作物の著作権により制限される行為である。

- (a) 文芸、演劇、音楽又は美術の著作物
 - (b) 録音物又は映画
 - (c) 放送
- (2) この章において、公衆への伝達とは電子的な転送により公衆に対して伝達することをいい、以下の著作物に関するものを含む。
- (a) 著作物を放送すること
 - (b) 公衆の構成員がその個々に選択する場所から、かつ個々に選択する時間にアクセスすることができる方法による電子的な転送によって公衆に対して利用可能とすること

第2部 実演の権利

実演家の権利

第181条（略）

（生の実演の録音・録画等について要求される同意）

第 182 条

- (1) 実演家の権利は、その同意を得ずに次に掲げることを行う者により侵害される。
- (a) 資格ある実演の全体又はいずれかの実質的部分の録音・録画物を、生の実演から直接作成すること。
 - (b) 資格ある実演の全体又はいずれかの実質的部分を生で放送すること。
 - (c) 資格ある実演の全体又はいずれかの実質的部分の録音・録画物を、生の実演の放送から直接作成すること。
- (2) 削除
- (3) この条に基づいて提起される実演家の権利の侵害に対する訴訟において、侵害の時に合理的な根拠に基づいて同意が与えられていたと信じた旨を申し立てる被告に対しては、損害賠償は裁定されない。

第 182 条の A～C (略)

(公衆への提供について要求される同意)

第 182 条の CA

- (1) 実演家の権利は、その同意を得ずに、資格ある実演の全体又はいずれかの実質的部分の録音・録画物を、公衆の構成員がその個々に選択する場所から、かつ個々に選択する時間にその録音・録画物にアクセスすることができるよう、電子的送信によって公衆に提供する者により侵害される。
- (2) 録音・録画物の公衆への提供を許諾し、又は禁止するこの条に基づく実演家の権利は、この部において「提供権」として言及される。

(録音物の利用についての公正な報酬の請求権)

第 182 条の D

- (1) 資格ある実演の全体又はいずれかの実質的部分の商業的に発行された録音物が、次に掲げるいずれかの行為の対象となる場合には、実演家は、その録音物の著作権の所有者からまたは、または、当該録音物の著作権が第 191 条の HA にしたがって消滅している場合には、当該録音物を公に演奏し、又は公衆に対して当該録音物を伝達する者から、公正な報酬を受ける資格を有する。
- (a) 公に演奏すること。
 - (b) 第 182 条の CA 第 1 項に定める方法で公衆に提供することによる以外に公衆に伝達すること。
- (2) 実演家は、この条に基づく公正な報酬の請求権を、徴収団体が実演家のためにその権利を執行することを可能とする目的のために徴収団体に譲渡する以外には、譲渡することができない。

ただし、この権利は、人的財産又は動産として、遺言による処分又は法律の作用により移転

することができ、また、その権利がその手に渡るいずれの者も、その権利を譲渡し、又は更に移転することができる。

- (3) 公正な報酬として支払われる金額は、以下の規定に従うことを条件として、それを支払う者及びその支払いを受ける者により、又はそれらの者のために合意されるところによる。
- (4) 公正な報酬として支払われる金額についての合意がないときは、それを支払う者又はその支払いを受ける者は、支払われる金額を決定することを著作権審判所に申請することができる。
- (5) 公正な報酬の支払いを受ける者又はそれを支払う者は、また、次に掲げることを著作権審判所に申請することができる。
 - (a) 支払われる金額についてのいずれかの合意を変更すること。
 - (b) その事項についての審判所の以前のいずれかの決定を変更すること。

ただし、審判所の特別の許可がある場合を除き、以前の決定の日から 12 か月以内にそのようないずれの申請も行うことができない。

この項に基づく申請を受けて定められる命令は、その命令が定められる日又は審判所が明示することができる後の日から効力を有する。
- (6) この条に基づく申請があったときは、審判所は、事項を検討し、かつ、録音物への実演家の寄与の重要性を考慮しつつ、状況上合理的であると決定することができる公正な報酬の算定及び支払いの方法について命令を定める。
- (7) 合意は、それが次に掲げるいずれかのことを意図する限りは、効力を有しない。
 - (a) この条に基づく公正な報酬の請求権を排除し、又は制限すること。
 - (b) 公正な報酬の金額をある者が質問することを阻止し、又はこの条に基づく著作権審判所の権限を制限すること。

ii 著作物並びにレコード及び実演の権利処理体制の状況

イギリスでは、著作権法 116 条 2 項において、著作権等の集中的な管理を行う「許諾体」(licensing body) について規定している。

(許諾要綱及び許諾機関)

第 116 条

(1) 略

(2) この章において、「許諾体」(licensing body) とは、著作権者若しくは将来の著作権者又はこの者の代理人として、著作権の許諾の交渉又はその付与を主たる目的又は主たる目的の 1 つとする協会その他の団体であって、その目的が 2 人以上の著作者の著作物を対象とする許諾の付与を含むものをいう。

93 B 条(2)において、著作権者が録音物又は映画に関するレンタル権を録音物又は映画の製作に移転した場合の報酬請求権について規定しており、公正な報酬の請求権は「その権利を執行する

ことを可能とする目的のために徴収団体（collecting society）に譲渡する」以外には譲渡することができないと規定されている。また 191G 条において、実演家についても同様の規定がある。

イギリスにおける音楽分野の徴収団体として、PRS for Music と PPL の 2つがある。また PPL の姉妹会社として VPL があり、ミュージックビデオに関する包括契約を行っている。

PRS for Music

PRS for Music は音楽著作権に関する集中管理団体であり、実演権について管理する PRS (Performing Right Society) と録音権について管理する MCPS (Mechanical Copyright Protection Society) の総称である。PRS は、テレビやラジオでの放送、公衆での演奏、ストリーミングやダウンロードといった音楽の利用について、使用料の徴収や分配等を行っている。また MCPS は、CD や DVD といった物理的な製品、ストリーミングやダウンロード、テレビ・映画・ラジオでの利用について、使用料の徴収や分配等を行っている。放送等での使用料については PRS for Music としてまとめて使用料を徴収し、PRS と MCPS で分割している。

PRS for Music は放送コンテンツのネット配信に関し、リニアテレビ放送（初回放送及び同時配信）向けライセンスである TV Broadcast licence³⁸ と、オンラインでの利用ライセンスである General Entertainment Online License(GEOL)³⁹ を提供している。GEOL では、以下の要素に基づいてライセンス料を決定している。

- 収入
- ビューアーまたはサブスクライバー数
- 音楽の使用レベル
- 消費される音楽時間

放送使用料に関する権利者への支払いは、PRS から行われる。PRS から権利者へは、毎年 4 回のメインディストリビューション（4月、7月、10月、12月）を通じてメンバーにロイヤリティを支払っている。ただし処理コストをできる限り低く抑えるため、各配信日までに対象となる作品のライセンス料が少なくとも £30 以上でない場合、年末までロイヤリティを受け取ることはできない⁴⁰。また支払いに際し、どの作品が再生、実行、ダウンロード、または複製されたかを示す詳細な説明が合わせて提供される。

BBC とはすべての公共サービスにおける音楽著作権の利用に関する包括契約を結んでいる。

2018 年 11 月 2 日ニュースリリース⁴¹

PRS for Music は BBC と新しいブランケットライセンスを締結します

PRS for Music のライセンスディレクター、Andy Harrower：「これは PRS for Music およびメンバ

³⁸ <https://www.prssformusic.com/licences/broadcasting-music-on-tv/broadcast-licence---barb-rated-tv-channels>

³⁹ <https://www.prssformusic.com/licences/using-music-online/general-entertainment-online-licence>

⁴⁰ <https://www.prssformusic.com/what-we-do/paying-our-members>

⁴¹ <https://www.prssformusic.com/press/2018/prs-for-music-secures-new-blanket-licence-with-bbc>

一にとって重要な取引です。」

PRS for Music は、BBC で新しいライセンスを成功裏に締結しました。この新しい契約により、BBC のテレビ、ラジオ、オンラインサービスからのメンバーへの PRS および MCPS ロイヤリティの継続的な流れが保証されます。

新しいライセンスは、BBC の英国における公共サービス、すなわちテレビ、ラジオ、オンラインサービス、BBC ワールドサービスおよびその準備において、BBC Studios が商業ライセンスの下で世界中のプログラムを引き続き活用することをカバーしています。

これは、PRS for Music およびメンバーにとって重要な取引です。私たちは BBC との長い関係に満足しており、BBC のテレビ、ラジオ、およびオンデマンドサービスで音楽が使用されるたびに PRS および MCPS メンバーが公正な報酬を継続することを保証することに同意しました。

(以下略)

PPL (Phonographic Performance Limited)

PPL はレコード会社と演奏家をメンバーとし、録音された音楽作品に関する実演権と放送権を管理しており、以下の権利を必要とするテレビ放送局にライセンスを付与している。

- 放送
- インターネット同時放送
- オンデマンドストリーミングまたは一時ダウンロードによるキャッチアップおよび/またはビデオオンデマンド（「VOD」）

このライセンスは、テレビ放送局とのすべての権利をカバーする単一のライセンス契約の下で締結され、ブロードキャスト／サイマルキャストライセンスとは別に VOD ライセンスを発行することはない。放送局はテレビ放送ライセンス取得時に、オンラインライセンスを同時に取得することが可能になっている。

BBC、ITV、チャンネル 4、チャンネル 5 の契約条件については多くの共通条件があるが、放送局の固有の状況、例えば放送出力その他、いくつかの違いがある（権利の付与、使用報告の頻度、それが提供するサービスの範囲、等）。各放送局と PPL のライセンス契約は、商業ベースで個別に交渉される。（あらかじめ定められた項目や料金はない）。各契約の時期や期間も交渉によって決定される。これらの放送局とのライセンスは、一般に 3 年から 5 年の間となっている。

テレビ放送局から PPL に支払われるライセンス料は、通常、契約の対象となるすべてのライセンス権の交渉済み合計料金の形を取る（通常、契約では放送用に 1 つの金額、サイマルキャスト用に別の金額、といった形では設定されない）。金額は、契約期間中一律でなく、例えば、契約期間の毎年異なる金額を合意したり、インフレに応じて年間の増加を含めたりすることがある。

また放送局は PPL に対し、各トラックの放送／同時放送またはオンデマンドストリーミング／一時的なダウンロードに関する詳細な使用状況レポートを提供する義務を持つ。

PPL の包括的なライセンス契約は、PPL 録音権利所有者メンバーの市販のサウンドレコーディングのライセンスと、PPL がレコーディングのライセンス契約を結んでいる他の国の集合管理組織（「CMO」）のサウンドレコーディングを対象としており、英国でのライブラリミュージックやプロダクションミュージックのレコーディングや、委託製作された楽曲のレコーディングについては管理対象外となっている。

PPL と BBC との包括契約では、ビートルズなど一部の楽曲を除いて BBC の番組で利用できるようになっている。

BBC の番組制作者向けガイド⁴²

PPL ライセンス

PPL は、レコード会社とレコーディングアーティストを代表する組織です。 BBC は PPL と包括的なライセンス契約を結んでおり、登録されたサウンドレコーディングを、個別のライセンスを取得せずに公共サービスプラットフォームの BBC テレビ番組で使用することができます。制作では、BBC の PPL ブランケット契約を利用できます。PPL のレパートリーの一部である録音については、個別に支払う必要はありません（クレジットされた曲に使用される録音は例外で、クリアランスに別途料金が必要になる場合があります）。

一部のレコーディングは、包括的なライセンス契約の範囲外になります。そのため、最初に登録を確認しない限り、プログラムにそのレコーディングを含めないでください。レコーディングが PPL に登録されていない場合、個々のライセンスをアーティストまたはレコード・レベルと直接交渉し、制作予算から支払う必要があります。

プロデューサーは、BBC プロダクションで録音を使用する前に、BBC のオートクリアプロセス（Fastclear）と連動して、PPL Web サイトのレパートリー検索で各タイトルを確認する必要があります。

ビートルズ、ジョン・レノン、および BBC 公共サービス権の映画/ TV オリジナルサウンドトラックによる録音には使用制限があることに注意してください。

あなたのプログラムが BBC Studios Distribution によって配信されている場合は、PPL と締結されているワールドテレビ、DVD、および DTO 配信の契約も適用されます。

PPL と放送局との間の包括的な契約にはパフォーマー（演奏者）の権利が含まれている。

英国著作権法（CDPA）は、リニア伝送（放送またはサイマルキャスト）公演を具体化した録音の場合、パフォーマー（演奏者）が公平な報酬を受け取る権利を奪うことができないとしており、PPL は CDPA の配布規則に従って、テレビ放送及びサイマルキャストに関して受け取った使用料を、録音権所有者メンバーとパフォーマーメンバー（およびメンバーの CMO）に、ライセンス料収入を分配する。レコード製作と実演家との間で 50 : 50 で分配され、楽曲の利用実績に応じて

⁴² <https://www.bbc.co.uk/commissioning/tv/production/articles/archive-rights-clearances>

各権利者に支払われる。

ただしただしあッチャップと VOD について、CDPA は、パフォーマーが「オンデマンドで利用可能にする」ことに関して独占権を持っていると規定しており、これらの排他的権利は通常、契約の時点で、レコードプロデューサーとパフォーマーの間で合意された条件でレコードプロデューサーに譲渡される。このため、これらの権利はパフォーマーによって PPL に譲渡されることはない。

PPL は通常、「オンデマンドで利用可能」なライセンス料収入を録音権保有者メンバー（および録音権保有者メンバーの CMO）に分配する。

権利者へは、毎年1回、6月に英国内のロイヤルティに関する主要な分配を行っている。国際的なロイヤルティと特定の追加ライセンス活動は四半期ごとに支払われ、調整の支払いは6月と12月に半年ごとに行われている⁴³。以下に、PPL 分配規則⁴⁴の関連項目を示す。

規則 10

レコード会社とパフォーマー間における分配可能な純収入の分配

10.1

規則 8 に従って基金に金銭を割り当てた後、関連するプロファイルの各サウンドレコーディングに割り当てられた金銭は、以下の間で 50/50 ベースで共有されるものとします。

- (1) 関連するレコード会社。そして
- (2) 録音の演奏者。規則 6 および規則 7 に基づいて、レコード会社と演奏者にそれぞれ割り当てられた費用と控除に関する調整の対象となります。

10.3

2つ以上の英国の権利の行使について PPL に单一の支払いが行われ、実演家がそれらの権利のすべてに関して公平な報酬を受ける権利を持たない場合、PPL はそれら異なる権利行使の間で、すべての状況において合理的であると判断される形で配分するものとします。

そのような状況では、実演家が公平な報酬の権利を持たない英国の権利の該当する部分に支払われた金銭に関しては、規則 10.1 は適用されません。

例：録音物のダビング（コピー）と放送の両方に関して受け取ったライセンス料は、ダビング収益がレコード会社のみに割り当てられ、放送収益がレコード会社とパフォーマーに割り当てられるように分割されます。

MCPS

MCPS はシンクロ権について権利者からの委託を受け、ライセンス（商用音楽同期ライセンス）を与える権限を持っている。このライセンスは包括契約ではなく、楽曲や用途等に応じた個別契約

⁴³ <https://www.ppluk.com/royalties-explained/how-ppl-royalties-are-calculated/>

⁴⁴ https://www.ppluk.com/wp-content/uploads/Governance/PPL_Distribution_Rules.pdf

となる。ただし放送番組でのライセンスについては商用音楽同期ライセンスではなく、PRS for Music として包括契約を行い、MCPS として個別にライセンス契約を結ぶことは行っていない。

商用音楽同期ライセンス⁴⁵

同期ライセンス—映画、広告、ビデオゲーム、またはその他の視聴覚作品で商用音楽を使用する

商業的にリリースされた特定の音楽作品をプロダクションまたは製品で使用する必要がある場合は、まず権利所有者の承認を得て、料金に同意する必要があります。トラッククリアリングサービスを使用して、必要な権限を持つ正しいライセンスを取得できます。

MCPS は、ミュージックパブリッシャー、ソングライター、コンポーザーのメンバーの多くに代わって、プロダクションや製品で使用する特定の音楽作品のライセンスを取得する権限を持っています。私たちが権限を持たない場合、私たちはあなたにそれを直接ライセンスすることができる関連する人々と連絡を取ります。

以下の特定の音楽作品のライセンスを申請できます。

- プレミアム/プロモーション商品
- マルチメディア製品
- テレビ/ラジオ広告
- ノベルティ商品
- オンライン制作
- 事前承認プロセス

使用するトラックを MCPS に通知する必要があります。

MCPS に権限を与えていないメンバーがトラックを管理している場合は、許可を得る必要のあるメンバーが通知され、そのメンバーの連絡先の詳細が提供されます。

MCPS に権限を付与したメンバーがトラックを所有している場合は、MCPS にメンバーに連絡してリクエストの詳細を伝え、ユーザーに代わって承認を得て、メンバーに受け入れ可能なライセンス条件を同意させます。

メンバーは、作品での音楽の使用を承認または拒否し、MCPS が決定を通知します。リクエストが成功した場合、MCPS はライセンス料を確認します。

作品を引き続き使用することを確認した後、MCPS が請求書を発行します。請求書が支払われるとき、MCPS は承認された条件に基づいて作品を使用するライセンスを発行します。

料金と費用

すべての料金はケースバイケースで交渉されます。

⁴⁵ <https://www.pratformusic.com/licences/releasing-music-products/commercial-music-sync-licensing>

以下に掲げる団体は徴収団体ではないが、著作権者の権利に関して放送事業者と交渉し、使用料規定の合意や、契約条件の交渉を行っている。

Music Publishers Association (MPA)

MPA は英国の音楽出版社協会であり、録音権を管理する MCPS と、英国の学校において印刷された音楽のコピーを作成できるようにするための組織である Printed Music Licensing Ltd (PMLL) を所有・運営している。

放送コンテンツのネット配信に関しては、シンクロナイゼーション及び「グランド・ライツ」使用に関する放送使用料について放送事業者との合意を行っている。

British Equity Collecting society (BECS)

BECS は、俳優 (performer) が、出演する放送番組又はレンタルされるビデオ／DVD について金銭を受領できるように、テレビ会社及びビデオ販売店と交渉する団体である。

2017 年には BBC との間で「テレビとオンラインに関するスクリプト契約」(Script Agreement for Television and Online : SATO)⁴⁶を締結している。

iii 権利処理上の課題

英国では多くのプログラムが同時配信やオンデマンド配信で提供されているが、一部のプログラムについてはネット配信されない場合がある。

例えば BBC では、以下のような番組については権利制限の対象となる可能性がある。

- 映画とスポーツ：契約により、スポーツイベントや映画は BBC iPlayer でのストリーミングのみで利用可能になることがある（ダウンロードではできない）。また、権利を取得できなかった一部のプログラムから映画やスポーツ映像を削除する必要がある場合がある。
- 輸入プログラム：海外からのプログラムは、権利所有者との契約が BBC iPlayer への適用にまで及ばないため、利用できない場合がある。
- シリーズの特定のエピソード：非常にまれに、個々のエピソードの権利を取得できいため、シリーズの特定のエピソードが利用できない場合がある。
- ニュースマガジンプログラム：一部のニュースマガジンプログラムは、権利上の理由で BBC iPlayer で利用できない。

⁴⁶ <https://writersguild.org.uk/wp-content/uploads/2015/02/BBC-script-agreement-for-television-and-online.pdf>

フランス

i 著作物並びにレコード及び実演の権利処理の概要

フランス著作権法では、原作、脚本、音楽に関しては著作権とされ、レコード製作者の権利、および実演家の権利は著作隣接権とされている。

また無線放送・有線放送・インターネット送信により著作物を送信する行為は、214の1条の例外を除き基本的に全て排他的許諾権である「上演・演奏権」(著作権の場合)及び「公衆への伝達権」(著作隣接権の場合)の対象となり、イギリス著作権法やアメリカ著作権法のように、一定のインターラクティブ性を持つか否かによる区別を設けていない。

放送及びネット配信に関するライセンス料の徴収や権利者の分配においては、集中管理団体が実施している。

ただしテレビ映画、テレビシリーズ等への音楽の同期については、シンクロ権の許諾が必要となる。番組製作者は音楽出版社と直接シンクロ権の許諾契約を結ぶとともに、レコード原盤権についてレコード製作者と直接、契約を締結する必要がある⁴⁷。

フランスの放送とネット配信における権利処理の概要

権利者	権利種別	法と実態	放送（地上波初回放送）	同時配信	見逃し配信	VOD
原作者	著作権	著作権法	許諾権：共同著作者（113-7条） 上演・演奏権及び複製権（122-1条） 反対の条項がない限り、製作者のために視聴覚著作物の排他的利用権の譲渡を伴う（132-24条）			
		実際の運用	包括許諾 集中管理団体(SACD・SCAM・SACEM・SDRM・ADAGP)が放送局と包括協定を締結 ※原作・脚本に関わる SACD・SCAM は SACEM を通じて使用料を受領			包括許諾 (VOD のみ別契約)
脚本家	著作権	著作権法	許諾権：共同著作者（113-7条） 上演・演奏権及び複製権（122-1条） 反対の条項がない限り、製作者のために視聴覚著作物の排他的利用権の譲渡を伴う（132-24条）			
		実際の運用	包括許諾 集中管理団体(SACD・SCAM・SACEM・SDRM・ADAGP)が放送局と包括協定を		包括許諾 (VOD のみ別契約)	

⁴⁷ <https://medium.com/@martelf/synchronisation-th%C3%A9orie-enjeux-et-pratiques-6ca43f395ac4>

			締結 ※原作・脚本に関わる SACD・SCAM は SACEM を通じて使用料を受領	
作詞家／作曲家	著作権	著作権法	許諾権：共同著作者（113-7 条）（作品のために楽曲を著作した場合） 上演・演奏権及び複製権（122-1 条）	
		実際の運用	包括許諾 集中管理団体(SACD・SCAM・SACEM・SDRM・ADAGP)が放送局と包括協定を締結している。作詞家、作曲家、音楽出版社へは SACEM が分配する。 ※ 放送番組の製作における一時的固定については「過渡的又は付隨的な性格を示す一時的複製」とされ、許諾を必要としない（122-5 条(6)）。 テレビ映画、テレビシリーズ等への音楽の同期についてはシンクロ権の許諾が必要となり、SACEM でなく音楽出版社と直接契約を締結する。	包括許諾 (VOD のみ別契約)
レコード製作者	著作隣接権	著作権法	許諾権：公衆への伝達権（213-1 条） (※ラジオについては報酬請求権（214-1 条）	許諾権：公衆への伝達権（213-1 条）
			SPRE が集中管理し、レコード製作者団体である SCPP、SPPF と、実演家団体である ADAMI、SPEDIDAM に分配する（レコード製作者と実演家で 50% : 50%）。 ※ 放送番組の製作における一時的固定については「その実演が著作物又は視聴覚資料の一連続場面の主題を構成する出来事に対して付隨的である場合」に該当し、許諾を必要としない（212-3-5 条）。 テレビ映画、テレビシリーズ等への音楽の同期についてはシンクロ権の許諾が必要となり、レコード原盤権者と直接契約を締結する。	
実演家（レコード）	著作隣接権	著作権法	許諾権：公衆への伝達権（212-3 条） (※ラジオについては報酬請求権（214-1 条）	許諾権：公衆への伝達権（212-3 条）

			酬請求権（214-1 条）	
		実際の運用	<p>既存楽曲：SPRE が集中管理し、レコード製作者団体である SCPP、SPPF と、実演家団体である ADAMI、SPEDIDAM に分配（レコード製作者と実演家で 50% : 50%）</p> <p>※ 放送番組の製作における一時的固定については「その実演が著作物又は視聴覚資料の一連続場面の主題を構成する出来事に対して付随的である場合」に該当し、許諾を必要としない（212-3-5 条）。</p> <p>※ 新規製作の場合、製作時の契約により映像製作者が権利を得る</p>	
実演家（映像）	著作隣接権	著作権法	許諾権：公衆への伝達権（第 212-3 条）	許諾権：公衆への伝達権（第 212-4、5 条）
		実際の運用	個別許諾（実演家）	ADAMI による集中管理

該当する著作権法条文を以下に示す。

第 3 節 著作権者

第 113 の 7 条

- 視聴覚著作物の知的創作を実現する一又は二以上の自然人は、この著作物の著作者の資格を有する。
- 2 共同で作成される視聴覚著作物の共同著者は、反対の証拠がない限り、次の各号に掲げる者であると推定される。
- (1) シナリオの著作者
 - (2) 翻案の著作者
 - (3) 台詞の著作者
 - (4) この視聴覚著作物のために特別に作成される歌詞を伴う、又は伴わない楽曲の著作者
 - (5) 監督・ディレクター
- 3 視聴覚著作物が、保護されている既存の著作物又はシナリオから作り出される場合には、原著作物の著者は、新たな著作物の著作者と同一視される。

第 2 節 財産的権利

第 122 の 1 条

著作者に属する利用権は、上演・演奏権及び複製権を包含する。

第 122 の 2 条

上演・演奏とは、いずれかの方法、特に次の各号に掲げる方法によって著作物を公衆に伝達することにある。

- (1) 公の朗読、歌の演奏、演劇的上演、公の展示、公の上映、及びテレビ放送される著作物の公の場所における伝送
- (2) テレビ放送
- 2 テレビ放送とは、いずれかの性質の音、映像、記録、データ及び伝達事項を遠隔通信のいずれかの方法によって放送することをいう。
- 3 著作物を衛星に向けて発信することは、上演・演奏と同一視される。

第 3 款 視聴覚製作契約

第 132 の 23 条

視聴覚著作物の製作者とは、この著作物の作成の発意と責任をとる自然人又は法人である。

第 132 の 24 条

歌詞を伴う、又は伴わない楽曲の著作者以外の、視聴覚著作物の著作者と製作者とを結ぶ契約は、反対の条項がない限り、かつ、第 111 の 3 条、第 121 の 4 条、第 121 の 5 条、第 122 の 1 条から第 122 の 7 条まで、第 123 の 7 条、第 131 の 2 条から第 131 の 7 条まで、第 132 の 4 条及び第 132 の 7 条の規定によって著作者に認められる権利を害することなく、製作者のために視聴覚著作物の排他的利用権の譲渡を伴う。

- 2 視聴覚製作契約は、著作物の図形的及び演劇的権利の製作者への譲渡を伴わない。
- 3 この契約は、著作物の作成に供された要素であって保存されるものの一覧表及びこの保存の方法を規定する。

第 132 の 25 の 1 条

著作者の報酬に関する協定及び著作者と製作者の間の契約実務又は職業慣行を取り扱う協定であって、著作者の職業機関又はこの部第 3 編第 2 章に規定する集中管理機、製作者を代表する職業団体、及び必要な場合にはその他の活動部門を代表する団体との間で締結されるものは、文化担当大臣のアレテによって、利害関係者全体に拡大することができる。

第 212 の 3 条

実演家の実演の固定、その複製及びその公衆への伝達並びに音と映像が同時に固定された場合における実演のその音と映像のいずれの分離使用も、実演家の書面の許諾を要する。

- 2 この許諾及びこの許諾に対して生じる報酬は、この法典第 212 の 6 条の規定に従うことと条件として、労働法典第 762 の 1 条及び第 762 の 2 条の規定によって規律される。

第2款 実演家とビデオグラム製作者の間で締結される契約

第212の4条

視聴覚著作物の作成のために実演家と製作者との間で締結される契約の署名は、その実演家の実演を固定し、複製し、及び公衆に伝達することの許諾を意味する。

- 2 この契約は、その著作物の各利用方法ごとに個別報酬を定める。

第212の5条

契約及び集団協約が一又は複数の利用方法についての報酬に言及していない場合には、その報酬の額は、職業分野を代表する労働者の団体と使用者の団体との間で各活動部門ごとに締結される特別協定によって作成される計算表に準拠して決定される。

第3節 レコード製作者の権利

第213の1条

レコード製作者とは、音の連続の最初の固定の發意と責任をとる自然人又は法人である。

- 2 第214の1条に規定するもの以外のレコードのいずれの複製、又は販売、交換若しくは貸与による公衆の利用への提供、又は公衆への伝達も、事前にレコード製作者の許諾を必要とする。

第213の2条

レコード製作者によって、音楽の著作物を利用に供する電子的手段による公衆への伝達サービスの出版者と締結される契約には、客観的かつ衡平な方法で、レコードの利用の条件を定める。これらの条件は、現実の反対給付によって正当化されない差別的な条項を含むことはできない。

第4節 実演家とレコード製作者の共通規定

第214の1条

レコードが商業目的で発行された場合には、実演家及び製作者は、次の各号に掲げることに反対することはできない。

- (1) レコードが興行において使用されることを条件として、公の場所においてレコードを直接伝達すること。
- (2) レコードをラジオ放送すること、及びこのラジオ放送を同時にかつ全体的に有線配信すること、並びにこれらの目的に厳密に充てるためにレコードを複製すること（自己のアンテナで、及び衡平な報酬を支払う視聴覚伝達企業のアンテナで放送される自己の番組に音を入れるために、視聴覚伝達企業によって又は視聴覚伝達企業のために行われるもの。）。

他のいずれの場合にも、前記の番組の製作者は、第212の3条及び第213の1条に規定する隣接権者の排他的権利に従う責任を負う。

商業目的で発行されたレコードのこれらの使用は、これらのレコードの固定の場所のいかんを問わず、実演家及び製作者のために報酬請求権を付与する。

この報酬は、商業目的で発行されたレコードを、この条第1号、第2号及び第3号に規定する条件に従って使用する者によって支払われる。

この報酬は、利用の収入を基礎とし、又は、これを欠く場合には、第131の4条に規定する場合において一括払金として算定される。

この報酬は、実演家とレコード製作者に半分ずつ分配される。

(3) 伝達の自由に関する1986年9月30日の法律第86-1067号第2条にいうラジオサービス（ただし、その主たる演目の大多数が、一の実演家、同一の著作者、同一の作曲家に割り当てられた、又は同一のレコードに由来するラジオサービスは除く。）によってレコードを公衆に伝達すること。

他のいずれの場合にも、オンラインでの公衆への伝達サービスは、第212の3条、第213の1条及び第213の2条に規定する条件に従って、隣接権者の排他的権利に従う責任を負う。使用者が番組の内容又はその伝達の順序に影響を与えることを可能にする機能を設置しているサービスも同様とする。

第214の2条

国際条約に従うことを条件として、第214の1条の規定によって認められる報酬請求権は、欧州共同体の加盟国において最初に固定されたレコードについて実演家とレコード製作者との間で配分される。

ii 著作物並びにレコード及び実演の権利処理体制の状況

フランスでは著作者に強い権利を与える一方で、視聴覚著作物については、書面による契約、利用方法ごとの報酬についてあらかじめ規定することにより、報酬請求権に近い形で利用ができるような制度を採用している。この法制度の下で、著作権及び著作隣接権についての集中管理が進んでいる。著作権法第3編第2章で使用料徴収分配協会についての定めがされており、これらに基づき、集中管理団体がそれぞれの分野で発達している。

以下に、集中管理機関に関する条文を示す。

第2章 機関による著作権及び隣接権の管理

第1節 一般規定

第1款 集中管理機関

第321の1条 I 集中管理機関とは、その主たる目的が、その著作権又は隣接権をこの法典第1編及び第2編に定めるようなこれらの権利の複数の権利者のために、これらの権利者の集団的利益に資するように、法的規定に基づいて、又は契約の履行によって管理することにあるいずれかの法的形式において設立された法人である。

2 これらの機関は、

(1) 第1項に規定する権利の権利者である構成員によって監督されるか、

- (2) 非営利目的でなければならない。
- 3 集中管理機関は、自己が代表する権利者の最良の利益のために行動し、並びにこれらの者の権利及び利益を保護するため、又はこれらの者の権利の効果的な管理を確保するために客観的に必要ではない義務を課すことはできない。
- II 集中管理機関は、自己が代表する権利者及び公衆の利益のために、文化推進活動を実施し、並びに社会的、文化的及び教育的サービスを提供することができる。

第 321 の 2 条 正式に設立された集中管理機関は、規約上責任を負う権利の保護のため、並びにその構成員の物質的及び精神的利益を保護するために、特にこれらの機関が関係する職業別協定の枠内で、裁判所に出廷する資格を有する。

- 2 これらの機関はまた、労働法典の規定に従って職業組合の代表に適用される規則に従うことを条件として、これらの機関が代表する権利者の社会的保護、福利厚生及び養成の分野において審議する権限を有する組織の内部に本拠を置く資格を有する。

第 321 の 3 条 集中管理機関は、その構成員及びこれらの機関が財産的権利を管理する他の権利者に、特にこの法典に基づいてこれらの者に認められる権利の行使のために、特に情報、集団的決定への参加の分野において、及び機関の監督のために、これらの機関と電子的手段によって連絡を取ることを可能にする。

- 第 321 の 4 条 フランスにおいて設置された集中管理機関は、この章の規定に従う。
- 2 欧州連合外に設置された集中管理機関であって保護される著作物その他の目的物の利用権をフランスにおいて管理するものは、第 324 の 6 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 324 の 7 条、第 324 の 8 条、第 324 の 12 条から第 324 の 14 条まで、第 326 の 2 条第 2 項、第 326 の 3 条及び第 326 の 4 条の規定に従う。
- 3 これらの機関は、第 327 の 1 条第 2 号に基づいて、著作権及び隣接権の管理機関の監督委員会の監督に従う。第 327 の 1 条第 3 号に規定する斡旋も、これらの機関に適用される。
- 4 欧州連合外に設置された集中管理機関であって保護される音楽の著作物の利用権をフランスにおいて管理するものは、さらに、第 325 の 1 条、第 325 の 2 条、第 325 の 5 条から第 325 の 7 条までの規定に従う。

第 321 の 5 条 集中管理機関は、この章の規定に従うことを条件として、それに基づいて設立された法的形式に固有の規則によって規律される。

先行調査⁴⁸によれば、音楽著作権についてはほぼ 100% が集中管理団体によって管理されている。

⁴⁸ 平成 29 年度文化庁「著作権等の集中管理の在り方に係る諸外国基礎調査」
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/r1393032_08.pdf

SACEM (Société des auteurs, compositeurs et éditeurs de musique)

作詞家、作曲家、音楽出版社の権利管理団体。視聴覚メディア、コンサートホール、フェスティバル、インターネットサービス、映画館、ショップなどでの利用、およびメディア（ディスク、ビデオ、デジタルファイル）の複製の著作権を管理している。

SDRM、SACEM、SACD、SCAM 及び ADAGP が取り扱っている著作権を管理する権限を付与されている。放送収入の 5%を 5 団体の代表として SACEM が受け取り、それを SACD、SCAM、SDRM、ADAGP⁴⁹の 5 団体間で配分し、各団体が個別の権利者に分配している。このため利用者は SACEM との契約により、5 団体のレパートリーについて複製権、公衆への伝達権について利用許諾を得ることができる⁵⁰。

SACEM へのヒアリングによると、SACEM のライセンス内容に関し、競争法に準拠して承認を受ける必要があることから、SACEM は同一のマーケットで同じ状況にあるすべての放送局に対し、同一の契約条件を適用している。また地上波、同時放送、キャッチアップのライセンスは同一の契約でカバーされており、VOD ライセンスのみが別個の契約となっている。

音楽著作権に関しては、SACEM のレパートリーには、SACEM のメンバーである権利保有者の作品、レパートリーの管理を SACEM に委託している外国の著作権管理団体のメンバーの作品、および権利保有者が SACEM に特定の委任を委託している作品が含まれているが、アウトサイダーの作品については許諾対象外となっている。

SDRM (Société pour l'administration du droit de reproduction mécanique des auteurs, compositeurs et éditeurs)

録音・録画の権利（メカニカル・ライツ）の分野における、作詞・作曲家及び編曲者の集中管理団体。SACEM 及び AEEDRM（メカニカル・ライツの利用者である出版者の協会）の 2 つの会員から構成されている。

管理している楽曲のカタログからの著作物の再生権限を付与すると同時に、収益を回収し、権利者に分配する。SACEM が徴収した著作権使用料から録音に関する二次使用料の分配を受け、メンバーに分配している。

SACD (Société des auteurs et compositeurs dramatiques)

視聴覚著作物の著作者の集中管理団体であり、演劇の著作者の権利及びドラマ等のフィクション系の視聴覚著作物の著作者の権利を預かっている。既存の小説や脚本を利用して視聴覚著作物を作成する場合、これらの著作者も視聴覚著作物の著作者となるが、SACD は、これらの著作者もカバーしている。

SACEM が徴収した著作権使用料から実演に関する二次使用料の分配を受け、メンバーに分配している。

⁴⁹ ADAGP(Société des auteurs dans les arts graphiques et plastiques)：美術・写真・造形関係の著作者の集中管理団体

⁵⁰ <https://clients.sacem.fr/autorisations/chaine-de-television>

SCAM (Société civile des auteurs multimedia)

視聴覚著作物の著作者の集中管理団体。ノンフィクション系の視聴覚著作物、ラジオ番組や刊行物、マルチメディア等の著作者をカバーしている。

SACEM が徴収した著作権使用料から実演に関する二次使用料の分配を受け、メンバーに分配している。

SPRE (Société pour la Perception de la Rémunération Equitable)

SCPP、SPPF、ADAMI 及び SPEDIDAM が会員となっている音楽実演（レコード原盤）に関する集中管理団体。テレビ局、ラジオ局、音響装置がある施設（ホテル等）、臨時のイベント会場によって支払われる公正な報酬（remuneration equitable）を回収し、各集中管理団体に対して分配し、権利者には集中管理団体を経由して配分する。

テレビ局から、各社の広告収入を含むすべての収入から、最大 28% の広告管理費用、番組の放送と配信の費用、およびそのために従事した出演者の報酬と社会的費用を控除した金額をネット収入とし、その 2% を徴収する。なお、上記の計算金額が 125 百万ユーロ以下であり、商業目的で発行されたレコードの使用率が 10% 以下であるテレビ会社向けには金額テーブルが用意されている。

SCPP

音楽製作者の著作隣接権を管理する集中管理団体。SPRE が徴収した著作権・隣接権使用料から管理対象のレコード原盤に関する二次使用料の分配を受け、メンバーに分配している。

SPPF

フランスレコード製作者協会。

音楽製作者の著作隣接権を管理する。SPRE が徴収した著作権・隣接権使用料から管理対象のレコード原盤に関する二次使用料の分配を受け、メンバーに分配している。

ADAMI

実演家やミュージシャンの実演に関する集中管理団体。

SPRE が徴収した著作権・隣接権使用料から実演に関する二次使用料の分配を受け、メンバーに分配している。

また ADAMI は番組製作者とテレビ団体協約（La convention collective TV）を締結しており、一部の番組製作者から、番組の二次利用に伴う追加報酬の徴収と実演家への支払いを行っている⁵¹。

- TV5 契約： TV5 チャンネルでの放送に対して支払われる二次使用報酬
- ケーブルテレビ契約：ベルギー、オランダ、ドイツなど、海外のケーブル放送に対する報酬
- 地上波専用テレビチャンネル契約： 7 つの地上波放送チャンネルでの再放送に対する二次使用報酬

⁵¹ <https://www.adami.fr/aide/4876/quelles-remunerations-sont-concernees/>

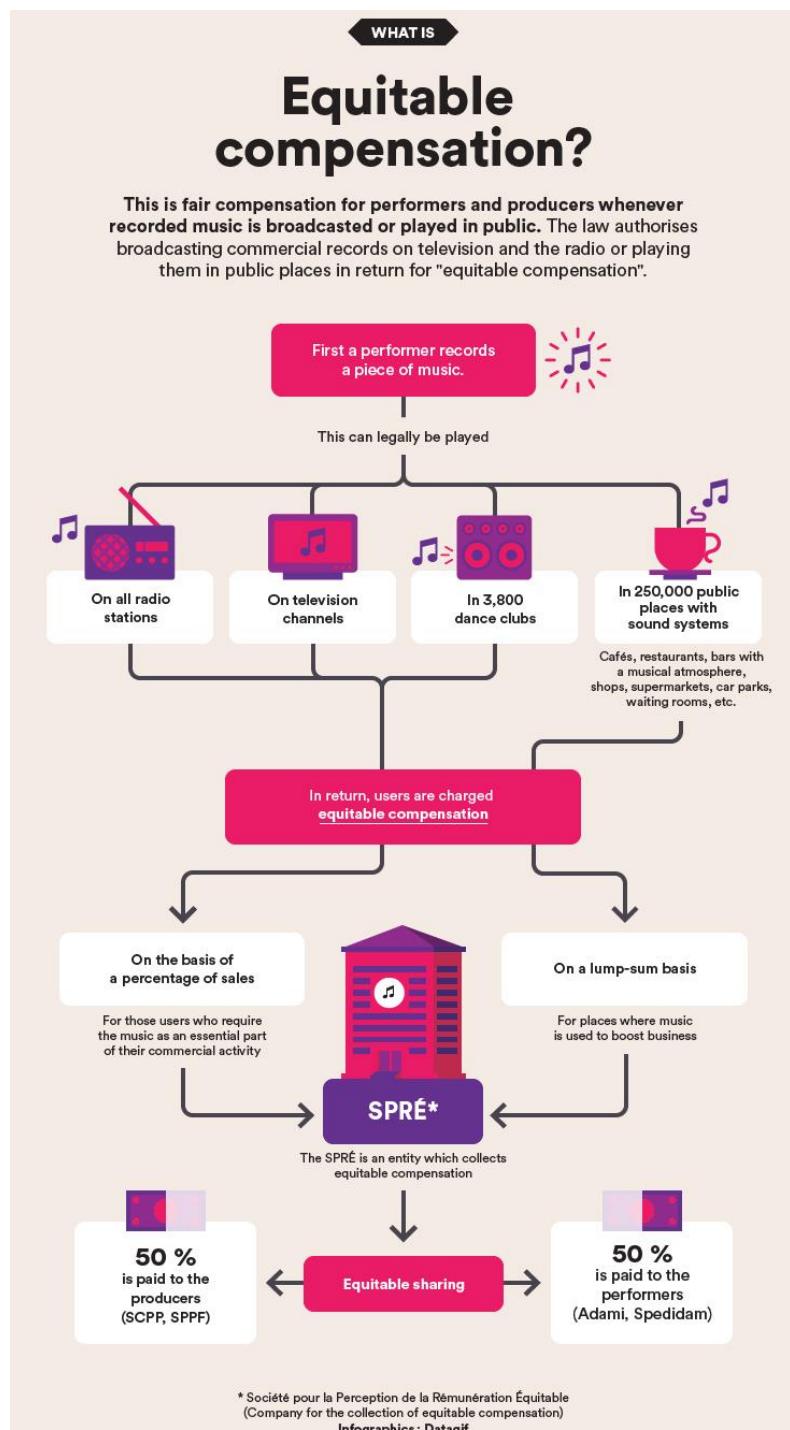
- ビデオオンデマンド契約：インターネット、携帯電話などの VOD 配信に対して支払われる二次使用報酬（7 日後までの見逃し視聴は追加報酬の対象となる二次使用には含まれない）

SPEDIDAM

番組や作品にクレジットされない演奏家の実演に関する集中管理団体。

SPRE が徴収した著作権・隣接権使用料から実演に関する二次使用料の分配を受け、メンバーに分配している。

ADAMI ウェブサイトによるレコード実演の使用料の流れ



<https://www.adami.fr/en/performers-rights/equitable-remuneration/>

iii 権利処理上の課題

フランスでは地上波とネットでの同時配信とともに「テレビ放送」と位置付けられ、すべての番組が同時配信されている。すでに放送番組のネット配信を始めて 10 年以上経過し、権利処理についても円滑に進められるよう制度面、運用面でも整備されてきている。

ドイツ

i 著作物並びにレコード及び実演の権利処理の概要

放送における権利は、実演家については著作権法第 78 条 2 項 1 の規定により報酬請求権となつており、レコード製作者については第 86 条により報酬請求権となつてゐる。同時配信については放送州間協定によって放送と位置付けられてゐることから、同様に報酬請求権となつてゐると思われる。この報酬請求権については、レコード原盤権者の権利は 86 条で「そのレコードの製作者は、その実演芸術家に対して、実演芸術家が第 78 条第 2 項に基づき受ける報酬について、相当なる利益分与を求める請求権を有する」とされ、レコード使用における報酬を実演家が受け取り、それを原盤権者に分与するという形式になつてゐる。

ネット配信（VOD）における権利は、レコード製作者については第 85 条により、実演家については第 78 条 1 項 1 により許諾権を持つ。

なお、第 3 章の映画に関する特則の一部として第 92 条があり、もっぱら映画製作者の、映画利用に関するポジションを確保する規定と解されている。すなわち、92 条 2 項により、実演家があらかじめ 77 条 1 項 2 項、78 条 1 項 1 号 2 号の排他的権利を、映画製作者以外の者に譲渡等しても、それとの対抗問題を生ずることなく、映画製作者は依然として、実演家から当該権利の許与が受けられる（実演家から見れば、当該権利を映画製作者に許与するために、留保している）ようになつてゐる。

同様の配慮は、映画の著作物についても必要になることから、89 条 2 項において、当該著作者の著作権があらかじめ事前処分として第三者に許与された場合との関係でも、規定されている。92 条 2 項で対象とされ、映画製作者が確保できる権利は、上記の排他的権利のみであり、78 条 2 項に定めるような報酬請求権を実演家が事前に処分していたとしても、92 条 2 項の適用を受けることはならない。

実演家の 78 条 2 項の報酬請求権は、一般的に集中管理団体の GVL に移転されるため、当該報酬請求権の処理については、許与の推定は働くが、当該管理団体との関係で別途行われることとなる⁵²。

番組製作における音楽の同期（シンクロ）については、音楽著作権の集中管理団体である GEMA は委託された権利者の楽曲については放送事業者への包括契約を行うが、放送事業者以外の第三者が番組製作を行う場合は権利者がリコール権を持ち、楽曲の利用を拒否または個別契約することが可能となつてゐる。また GVL も同様に、放送局自身が製作、または放送局が自身の放送のために番組製作を委託した場合でないときは GVL の包括契約に含まれず、個別に許諾を得ることが必要となつてゐる。

⁵² 国士館大学 本山雅弘教授からご示唆いただいた。

ドイツの放送とネット配信における権利処理の概要

権利者	権利種別	法と実態	放送（地上波 初回放送）	同時配信	見逃し配信	VOD
原作者	著作権	著作権法	許諾権：放送権（20条）		許諾権：公衆提供の権利（19a条）	
		実際の運用	一般的に番組製作時の契約において、映画の製作、複製、頒布及び公の上映についての排他的権利が、プロデューサーに付与される。			
脚本家	著作権	著作権法	許諾権：放送権（20条）		許諾権：公衆提供の権利（19a条）	
		実際の運用	一般的に番組製作時の契約において、映画の製作、複製、頒布及び公の上映についての排他的権利が、プロデューサーに付与される。 ただしネット配信の視聴数等に応じ、追加報酬が支払われることが定められている。			
作詞家／ 作曲家	著作権	著作権法	許諾権：放送権（20条）		許諾権：公衆提供の権利（19a条）	
		実際の運用	GEMAによる集中管理 ※ 放送番組の製作における一時的固定については「一時的な複製行為」とされ、許諾を必要としない（44a条）。 第三者が番組制作に関与している場合はシンクロ権の許諾に関して権利者がリコールの権利を持ち、個別許諾することも可能 ⁵³ 。			
レコード 製作者	著作 隣接権	著作権法	報酬請求権（利益分与を求める請求権）（86条）		許諾権（85条）	
		実際の運用	GVLによる集中管理 ※ 放送番組の製作における一時的固定については「一時的な複製行為」とされ、許諾を必要としない（83条）。 ※ 放送局自身または放送局が自身で放送する目		個別許諾 権利がプロデューサーによってGVLに譲渡されている場合にのみGVLがライ	個別許諾

⁵³ <https://www.gema.de/musikurheber/repertoire/filmherstellungsrecht/#c6230>

			的で制作委託したもの でないテレビシリーズ については個別許諾と なる。	センス	
実演家 (レコード)	著作 隣接権	著作権法	報酬請求権 (78条2項1)	許諾権 (78条第1項1)	
		実際の運用	GVLによる集中管理 ※ 放送番組の製作における一時的固定については「一時的な複製行為」とされ、許諾を必要としない(83条)。 ※ 放送局自身または放送局が自身で放送する目的で制作委託したものでないテレビシリーズについては個別許諾となる。	個別許諾 権利がパフオーマーによって GVLに譲渡されている場合にのみ GVLがライセンス	個別許諾
実演家 (映像)	著作 隣接権	著作権法	報酬請求権 (78条2項1)	許諾権 (78条第1項1)	
		実際の運用	番組製作時の個別契約 実演家の権利が GVLへ譲渡されている場合は、それが優先される。	個別許諾 権利がパフオーマーによって GVLに譲渡されている場合にのみ GVLがライセンス	個別許諾

ドイツ著作権法では第1章で著作権について、第2章において著作隣接権について規定している。放送番組に関する条文を以下に示す。

第1章 著作権

第4節 著作権の内容

第3款 利用権

第 19a 条 公衆提供の権利

公衆提供の権利とは、著作物を、有線又は無線により、公衆の構成員がその選択に係る場所及び時において当該著作物を使用できる方法で、公衆に提供する権利をいう。

第 20 条 放送権

放送権とは、著作物を、音声及びテレビジョン放送、衛星放送、有線放送又は類似の技術的手段をはじめとする放送により、公衆に提供する権利をいう。

第 2 章 著作隣接権

第 1 節 (略)

第 2 節 (略)

第 3 節 実演芸術家の保護

73～77 条 (略)

第 78 条 公衆再生

(1) 実演芸術家は、その実演を次の各号に掲げる行為の対象とすることについて、排他的権利を有する。

1. 公衆提供すること（第 19a 条）。
2. 放送すること。ただし、実演が、録画物又はレコードであって発行され又は適法に公衆提供されているものに、適法に収録されている場合は、このかぎりでない。
3. 実演が行われる場所の場外において、映像ディスプレー、スピーカー又は類似の技術的装置により、公衆に知覚可能なものとすること。

(2) 次の各号のいずれかに掲げるときは、実演芸術家に、相当なる報酬が、支払われるものとする。

1. 実演が、前項第 2 号に基づき適法に放送されるとき。
2. 実演が、録画物又はレコードを用いて公衆に知覚可能なものとされるとき。
3. 実演の放送又は実演の再生で公衆提供に基づくものが、公衆に知覚可能なものとされるとき。

(3) 実演芸術家は、前項に基づく報酬請求権をあらかじめ放棄することはできない。この報酬請求権は、あらかじめ集中管理団体にのみ移転することができる。

(4) 第 20b 条は、ここに準用する。

79～83 条 (略)

84 条 (廃止)

第 4 節 レコードの製作者の保護

第 85 条 利用権

- (1) レコードの製作者は、そのレコードを複製し、頒布し、又は公衆提供することについて、排他的権利を有する。レコードが事業において製作されたときは、その事業の保有者が製作者とみなされる。この権利は、レコードを複製することによって生じることはない。
- (2) この権利は、譲渡することができる。レコード製作者は、そのレコードを自らに留保された個々の又はすべての使用方法によって使用する権利を、他人に対して許与することができる。第 31 条、第 33 条及び第 38 条は、ここに準用する。
- (3) この権利は、レコードの発行後 50 年をもって消滅する。レコードが、その製作後 50 年内に、発行されることなく適法に公衆への再生のために使用されているときは、この権利は、その公衆への再生後 50 年をもって消滅する。レコードがこの期間内に発行されず又は適法に公衆への再生のために使用されていないときは、この権利は、レコードの製作後 50 年をもって消滅する。この期間は、第 69 条に基づいて計算するものとする。
- (4) 第 10 条、第 27 条第 2 項及び第 3 項並びに第 1 章第 6 節の規定は、ここに準用するものとする。

第 86 条 利益分与を求める請求権

発行され又は適法に公衆提供されたレコードで実演芸術家の実演を収録したものが、その実演を公衆に再生するために使用されるときは、そのレコードの製作者は、その実演芸術家に対して、実演芸術家が第 78 条第 2 項に基づき受ける報酬について、相当なる利益分与を求める請求権を有する。

第 92 条 実演芸術家

- (1) 実演芸術家が、映画の著作物の製作に協力することにつき映画製作と契約を締結する場合において、疑いのあるときは、その契約には、その映画の著作物の利用に関して、実演の使用についての権利で、第 77 条第 1 項及び第 2 項第 1 文並びに第 78 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に基づき実演芸術家に留保された使用方法のいずれかによるものの許与が、含まれるものとする。
- (2) 実演芸術家が、あらかじめ前項にいう権利を譲渡し、又はこれについて第三者に使用権を許与した場合といえども、その実演芸術家は、この権利を映画の著作物の利用に関して映画製作に譲渡し、又は許与する権限を留保するものとする。
- (3) 第 90 条は、ここに準用する。

ii 著作物並びにレコード及び実演の権利処理体制の状況

ドイツでは EU 集中管理指令を受け、2018 年 1 月 1 日より旧法に代わり「集中管理団体による著作権及び隣接権の管理に関する法律」が施行されている。この法律において、集中管理団体の設立は許可制となっており、ドイツ特許商標庁によって許可が与えられる。

VDD

脚本家の権利団体。放送局およびプロデューサーと共に報酬規則の交渉を行い、最低料金の合意を行っている。[\(https://www.drehbuchautoren.de/\)](https://www.drehbuchautoren.de/)

ARD や ZDF 等との間で「脚本家のための共通報酬ルール」(GVR) を定めており、その中で製作者への独占的使用権の付与が規定されている。またネット配信については、再生回数等に基づいて脚本家に追加報酬が支払われることが規定されている。

VDD 自体はライセンス料の徴収やメンバーへの分配は行っていない。

GEMA (Gesellschaft für musikalische Aufführungs- und Mechanische Vervielfältigungsrechte)

作曲家、作詞家及び音楽出版者が会員になっている集中管理団体。

音楽著作権に関する集中管理を行っており、音楽の利用者から徴収した報酬を、権利者に分配している。音楽著作権に関しては、ほぼ独占的な地位を占めている。

放送における音楽著作権の許諾については、放送事業者との包括契約に基づき管理楽曲が利用可能になっている。ただし第三者が番組制作を行う場合はシンクロ権の処理については権利者がリコードの権利を持ち、拒否または独自の条件で許諾を行うことができる。GEMA のホームページに掲載されている FAQ で、以下のように示されている⁵⁴。

テレビまたは契約制作

自身によるテレビ放送を目的とする、公共または民間放送会社による委託制作の場合、GEMA は権利行使し、フレームワーク契約を通じて各放送会社にこれを授与します。これにより、放送事業者は、事前に個別に権利処理をすることなく、個々のケースで GEMA が管理するレパートリーを使用できます。一方、第三者が制作に関与している場合、またはテレビ制作を第三者が使用する場合は、事前に権利所有者からテレビ作品の制作に音楽を使用することに同意する必要があります。これは特に共同制作に適用されます。

GVL (Gesellschaft zur Verwertung von Leistungsschutzrechten mbH)

芸能人、レコード製作者、レーベル、イベント主催者、音楽ビデオクリップ製作者が会員になっている集中管理団体。実演家の権利に関する集中管理を行っており、テレビ局等から徴収した報酬を権利者であるレコード製作者、実演家に分配する。

民間テレビ番組で商業的に公開された録音物の利用に対するライセンス料は、テレビ局の収入の 0.25% (通常の利用レベル場合)。中レベルの場合は 50% 削減、低レベルの場合はさらに 50% 削減となることが規定されている。

GVL へのヒアリングによると、GVL は基本的に、報酬請求権の対象となるリニア放送 (地上波、衛星放送、ウェブキャスティングなど) のライセンスを供与している。許諾権に該当する使用タイ

⁵⁴ <https://www.gema.de/musikurheber/repertoire/filmherstellungsrecht/#c6230>

は、それぞれの権利がプロデューサーとパフォーマーによって GVL に譲渡されている場合にのみ、GVL がライセンスを行っている。許諾権に関する権利行使はキャッチアップに適用されるが、VOD は GVL によってまだ管理されていない。

GVL は歴史的な理由により、一部のユーザーとの間で異なる使用タイプについて個別のライセンス契約を結んでいるが、将来的には、ブロードキャスターとのすべての契約は、GVL が管理するすべての使用タイプを含むように交渉しているとのことである。

GVL とレコード製作との契約⁵⁵では、テレビ放送（地上波放送／同時配信）に関する報酬請求権（著作権法 78 条 2 項 1）はセクション 1(1) 1 a 項において、テレビ放送のネット配信（見逃し配信）に関する許諾権（著作権法 85 条）は同 5 項において、GVL に譲渡することが示されている。

セクション 1 権利の譲渡

(1) 受益者は、以下の権利を GVL に譲渡し、この権利は第三者に対して独自の名前で行使される。これは、契約期間中に行われる。

1. 公平な報酬（ドイツ著作権法第 86 条）および／または以下に関する公平な報酬を受け取るための法的権利

a) 放送局による、公開されたサウンドレコーディングの、従来のラジオおよびテレビ放送における実演（著作権法第 78 条 (2) 1)

2～4 (略)

5. 公開されたサウンドレコーディングに記録された、または従来の方法で放送された実演をポッドキャスティングの形式でアクセス可能にする非独占的権利。

6～8 (略)

9. サウンドレコーディングに関する、以下の非独占的権利。

物理的記録メディアによる複製と配布、その性質に関わらず複製し公衆に知覚可能とする（第 19a 条）こと、インターネット、モバイル受信またはモバイルネットワーク経由で複製し公衆に知覚可能とすること、および項目 8c（第 85 条 (1)）に記載されている、以下の規制に従つてラジオ又はテレビ局で以前に放送された番組の権利

a) TV 放送の場合、上記は ANNEX2 の項目 3 b～c の条件を満たすすべてのプログラムと同様に、TV 放送事業者自身が制作した、または自身の放送目的で委託された個別の連続した映画作品で、録音が劇的なサポートを提供するためだけに使用され他番組（音楽映画を除く）についても適用される。

⁵⁵ <https://www.gvl.de/wahrnehmungsvertrag-tontraegerhersteller>

セクション 1a 定義

(1)～(7) (略)

(8) 本契約の目的のためのポッドキャスティングとは、この協定の付属書 2 で指定された基準が満たされている形で提供される、放送にすでに合法的に使用されている従来の放送を一般に公開すること、または非永久的な従来の放送から 30 日以内に利用可能にすること（「ストリーミング」）または、インターネット上の特別にアクセス可能なページ（特別に設計されたアプリケーション（アプリ）を含むワールドワイドウェブ）または放送局を通じて公的にアクセス可能なモバイルネットワークサービスを介した永続的（「ダウンロード」）ストレージ、をいう。（以下略）

また GVL と実演家との契約⁵⁶では、テレビ放送（地上波放送／同時配信）に関する報酬請求権（著作権法 78 条 2 項 1）はセクション 1(1)1a 項において、テレビ放送のネット配信（見逃し配信）に関する許諾権（著作権法 78 条 1 項 1）は同 2c 項において、GVL に譲渡することが示されている。

セクション 1 権利の譲渡

(1) 受益者は、GVL に現在資格があり、契約期間中に発生する以下の権利を GVL に付与する。

1. 公正な報酬を受け取るための法的権利

a) 公開された録音物および視聴覚録音物の公演のラジオおよびテレビ放送（著作権法第 78 条 2 項 1）。これには、IP TV およびモバイル受信またはモバイルネットワークを介した新しい伝送規格、およびインターネットまたはモバイルネットワークを介した同時放送および／またはウェブキャストの形式による伝送も含まれる。

2. 以下の排他的権利

a)～b) (略)

c) 公開された音声録音またはオーディオビジュアルレコーディングでのパフォーマンスを、セクション 1(1) No. 1 a) で規定された放送プログラムとともに、ポッドキャスティングの形式でアクセス可能にすること（著作権法第 78 条 1 項 1）。

iii 権利処理上の課題

ドイツでは地上波とネットでの同時配信がともに「テレビ放送」と位置付けられ、2000 年代中盤からネットでの同時配信とオンデマンド配信に取り組んできている。すでに放送番組のネット配信を始めて 10 年以上経過し、権利処理についても円滑に進められるよう制度面、運用面でも整備されてきている。

⁵⁶ <https://www.gvl.de/wahrnehmungsvertrag-kuenstler>

韓国

i 著作物並びにレコード及び実演の権利処理の概要

韓国著作権法では、無線放送・有線放送・インターネット送信により著作物を送信する行為は、著作者の「公衆送信権」（18条）の対象となる。

韓国著作権法では第5章で映像著作物に関する特例が設けられ、著作物を映像著作物に利用する場合や映像著作物での実演について、「特約がない限り映像制作者がこれを譲渡されたものと推定する」規定がある。このため、実演の権利は出演時の契約時に番組制作者に譲渡されることが多いと考えられる。ただし100条にあるように、原作や脚本、音楽については99条が適用され、特約がない場合は許諾したものとみなされる。

なお商業用レコードにおける実演及びレコード製作者への補償金支払いについては、25条第7項から第11項で規定されているように、文化体育観光部長官が指定する集中管理団体を通じて行われる。

韓国では放送でのレコード使用に関し、レコード原盤権と実演家の著作隣接権についてそれぞれ集中管理団体が存在し、使用料の徴収及び分配を行っている。1957年1月28日に制定・公布された韓国著作権法では著作隣接権の規定がなかったが、1987年7月1日に施行された改正著作権法（法律第3916号）において著作隣接権が定められ、また著作権委託管理業についての規定も盛り込まれた。これに基づき、韓国音楽実演家連合会（FKMP）が当時の文化公報部から商業アルバム放送使用補償金に関する業務を扱う団体として指定され、レコード実演に関する集中管理団体として業務を行っている。

韓国の放送とネット配信における権利処理の概要

権利者	権利種別	法と実態	放送（地上波初回放送）	同時配信	見逃し配信	VOD
原作者	著作権	著作権法	許諾権：公衆送信権（18条）	許諾権：公衆送信権（18条）		
		実際の運用	番組制作時の契約による	番組制作時の契約に含まれる		
脚本家	著作権	著作権法	許諾権：公衆送信権（18条）	許諾権：公衆送信権（18条）		
		実際の運用	番組制作時の契約による	番組制作時の契約に含まれる		
作詞家／作曲家	著作権	著作権法	許諾権：公衆送信権（18条）	許諾権：公衆送信権（18条）		
		実際の運用	年間包括契約：集中管理団体による集中管理（KOMCAまたはKOSCAP）	集中管理団体による許諾（KOMCAまたはKOSCAP）		

			は KOSCAP) ※ 放送事業者の一時的録音・録画については許諾を必要としない (34 条)	
レコード製作者	著作隣接権	著作権法	報酬請求権 ：補償金の請求権 (82 条)	許諾権 ：伝送権 (81 条)
		実際の運用	韓国レコード産業協会 (RIAK)による集中管理 ※ 放送事業者の一時的録音・録画については許諾を必要としない (87 条)	韓国レコード産業協会 (RIAK)による許諾
実演家 (レコード)	著作隣接権	著作権法	報酬請求権 ：補償金の請求権 (75 条)	許諾権 ：伝送権 (74 条)
		実際の運用	韓国音楽実演家連合会 (FKMP)による集中管理 ※ 放送事業者の一時的録音・録画については許諾を必要としない (87 条)	韓国音楽実演家連合会 (FKMP)による許諾
実演家 (映像)	著作隣接権	著作権法	許諾権 ：放送権 (73 条)	許諾権 ：伝送権 (74 条) ただし特約が無い限り推定譲渡 (100 条③)
		実際の運用	出演時の契約による	出演時の契約に含まれる

以下に、韓国著作権法における関連条文を示す。

第 18 条（公衆送信権）

著作者は、彼の著作物を公衆送信する権利を有する。

第 73 条（放送権）

実演者は、彼の実演を放送する権利を有する。ただし、実演者の許諾を受けて記録された実演については、この限りでない。

第 74 条（伝送権）

実演者は、彼の実演を送信する権利を有する。

第 75 条（放送事業者の実演に対する補償）

- ① 放送事業者が実演が録音された商業用レコードを使用して放送する場合には、相応の補償金を、その実演に支払わなければならない。ただし、実演者が外国人である場合に、その外国で大韓民国国民である実演家には項の規定による補償金を認めていないときは、この限りでない。 <改正 2016 年 3 月 22 日>
- ② 第 1 項の規定による補償金の支給等に関しては、第 25 条第 7 項から第 11 項までの規定を準用する。 <改正 2020 年 2 月 4 日>
- ③ 第 2 項の規定による団体が補償権利者のために請求することができる補償金の額は、毎年、その団体と放送事業者が協議して定める。
- ④ 第 3 項の規定による協議が成立しない場合に、その団体又は放送事業者は、大統領令で定めるところにより、委員会に調停を申請することができる。 <改正 2009 年 4 月 22 日、2020 年 2 月 4 日>

第 81 条（伝送権）

レコード製作者は、彼のアルバムを送信する権利を有する。

第 82 条（放送事業者のレコード製作者に対する補償）

- ① 放送事業者が商用レコードを使用して放送する場合には、相応の補償金を、そのレコード製作者に支払わなければならない。ただし、レコード製作者が外国人である場合に、その外国で大韓民国国民であるレコード製作者にこの項の規定による補償金を認めていないときは、この限りでない。 <改正 2016 年 3 月 22 日>
- ② 第 1 項の規定による補償金の支給及び金額等に関しては、第 25 条第 7 項から第 11 項まで及び第 75 条第 3 項及び第 4 項を準用する。 <改正 2020 年 2 月 4 日>

第 5 章 映像著作物に関する特例

第 99 条（著作物の映像化）

- ① 著作財産権者が著作物の映像化を他の人に許可した場合に特約がないときは、次の各号の権利を含む許諾したものと推定する。
 1. 映像著作物を制作するために著作物を脚色すること
 2. 公開上映を目的とした映像著作物を公開上映すること

3. 放送を目的とした映像著作物を放送すること
 4. 伝送を目的とした映像著作物を転送すること
 5. 映像著作物を、その本来の目的で複製及び配布すること
 6. 映像著作物の翻訳をその映像著作物と同様の方法で利用すること
- ② 著作権者は、その著作物の映像化を許可した場合に特約がないときは、許可した日から 5 年が経過したときにその著作物を他のビデオ著作物に映像化することを許すことができる。

第 100 条（映像著作物に対する権利）

- ① 映像制作者と映像著作物の製作に協力することを約定した者が、その映像著作物についての著作権を取得した場合、特約がない限り、その映像著作物の利用のために必要な権利は映像制作者が、これを譲渡されたものと推定する。
- ② 映像著作物の製作に使用されている小説及び脚本・美術の著作物又は音楽著作物等の著作権は、第 1 項の規定により影響を受けない。
- ③ 映像制作者と映像著作物の製作に協力することを約定した実演家のその映像著作物の利用に関する第 69 条の規定による複製権、第 70 条の規定による配布権、第 73 条の規定による放送権及び第 74 条の規定による伝送権は特約がない限り、映像制作者が、これを譲渡されたものと推定する。

第 25 条（学校教育目的などの利用）

- ①～⑥（略）
- ⑦ 第 6 項の規定による補償を受ける権利は、次の各号の要件を備えた団体として、文化体育観光部長官が指定する団体を通じて行使されるべきである。文化体育観光部長官がその団体を指定するときは、あらかじめ、その団体の同意を得なければならない。 <改正 2008 年 2 月 29 日、2020 年 2 月 4 日>
1. 大韓民国内で補償を受ける権利を有する者（以下「補償権利者」という。）で構成され団体
 2. 営利を目的としないこと
 3. 補償金の徴収及び分配などの業務を遂行するのに十分な能力があること
- ⑧ 第 7 項の規定による団体は、その構成員でなくても補償権利者から申請があったときは、その者のために、その権利の行使を拒否することができない。この場合、その団体は、自己の名義でその権利に関する裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 <改正 2020 年 2 月 4 日>
- ⑨ 文化体育観光部長官は、第 7 項の規定による団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消すことができる。 <改正 2008 年 2 月 29 日、2020 年 2 月 4 日>
1. 第 7 項の規定による要件を備えていないとき
 2. 補償関係業務規定に違反したとき
 3. 補償関係業務を相当の期間休止して補償権利者の利益を害するおそれがあるとき

- ⑩ 第7項の規定による団体は、補償金分配公告をした日から5年が経過し、未分配補償金について、文化体育観光部長官の承認を受けて、次の各号のいずれかに該当する目的のために使用することができる。ただし、補償権利者についての情報が確認されている場合、補償金を支給するために、一定の割合の未分配補償金を、大統領令で定めるところにより、獲得しなければならない。 <改正 2008年2月29日、2018年10月16日、2020年2月4日>
1. 著作権教育・広報と研究
 2. 著作権情報の管理と提供
 3. 著作物の創作活動の支援
 4. 著作権保護事業
 5. 創作者権益擁護事業
 6. 補償権利者に対する補償金分配活性化事業
 7. 著作物利用の活性化と公正な利用を図るための事業
- ⑪ 第7項、第9項及び第10項の規定による団体の指定と解除と業務規制、補償金分配発表、未分配補償金の使用が承認さ等に必要な事項は、大統領令で定める。 <改正 2018年10月16日、2020年2月4日>
- ⑫ (略)

ii 著作物並びにレコード及び実演の権利処理体制の状況

音楽著作権については、KOMCAに加え2014年からKOSCAPが設立され、2団体が集中管理を行っている。またレコード原盤についてはRIAKが、レコード原盤に係る実演についてはFKMPが集中管理団体となっている。

KOMCA (Korea Music Copyright Association : 韓国音楽著作権協会)

音楽分野における韓国最大の著作権信託管理団体。作詞家、作曲家、編曲者が会員となっている。音楽著作権によって生じた収益を回収し、権利者に分配している。

信託を受けている楽曲の放送番組でのネット配信に関して、利用契約と使用料徴収を行っている。

KOMCAは、特定の場合を除き、信託を受けた楽曲の使用承認を拒絶することができない。

KOSCAP (Korean Society of Composers, Authors and Publishers)

2014年10月に設立された音楽著作権管理団体。KOMCAと異なり、KOSCAPでは音楽作成者が送信、放送、再生の権利など、協会に委任される権利を選択できる。信託を受けている楽曲の放送番組でのネット配信に関して、利用契約と使用料徴収を行っている。

KOSCAPは、特定の場合を除き、信託を受けた楽曲の使用承認を拒絶することができない。

RIAK (Recording Industry Association of Korea : 韓国音盤産業協会)

音楽の原盤権の信託管理団体であり、信託を受けていないものについても仲介を行う認可を受け

ている。約 2,688 会員、約 371 万曲のデータベースを構築している。

映画での使用やコンピレーションアルバムの作成等に伴う原盤権の使用について管理している。信託を受けている楽曲の放送番組でのネット配信に関して、利用契約と使用料徴収を行っている。

RIAK は、特定の場合を除き、信託を受けた楽曲の使用承認を拒絶することができない。

レコード原盤の集中管理については、2019 年 6 月 30 日付で RIAK が補償金受領団体の指定取り消し処分を受け、これを不服とした行政訴訟においても同年 12 月 9 日に敗訴となった。なお同 12 月 20 日に、ソウル高等法院第 4 法廷において指定処分の執行停止申請が受理されたことにより、控訴審（2 審）の判決宣告日まで RIAK は補償金受領団体の資格を保持⁵⁷している。

FKMP (Federation of Korean Music Performers)

韓国の音楽実演家の著作隣接権の集中管理を行う非営利組織であり、1988 年 8 月 18 日に「韓国文化スポーツ観光省 (MCST)」によって設立され、1988 年 10 月 14 日に使用料徴収団体に指定された。

信託を受けている楽曲の放送番組でのネット配信に関して、利用契約と使用料徴収を行っている。

FKMP は、特定の場合を除き、信託を受けた楽曲の使用承認を拒絶することができない。

iii 権利処理上の課題

韓国は、日本、米国などと異なり、放送で音楽の使用に関する使用状況レポートシステムが脆弱であることが指摘されている。韓国では番組製作時の仕様楽曲データの未整備、外注製作に起因する権利帰属の問題等により、放送各社が音楽使用に関するキューシートを提供していない。これにより、韓国の権利管理団体は自己救済策として、第三者の放送音楽監視専門機関（企業）と請負契約を締結し、その機関が放送を監視してキューシートを作成して番組での音楽使用資料とすることにより、補償金や使用料の分配のための資料として活用してきた。しかしながらこのような運用のため、客觀性、信頼性、などにおいて様々な問題が発生してきたことから、韓国的主要音楽著作権団体 4 機関と 3 つの地上波放送局、総合編成プログラム・プロバイダー 1 社などにより、文化体育観光部の仲裁下で 2016 年から放送内での仕様楽曲を特定するための統合監視制御システム事業を推進している⁵⁸。

またレコード原盤については、放送とインターネット放送は RIAK が法律上指定された単一の団体であるが、見逃し視聴のサービスなどに関し、RIAK は曲数基準で見ると韓国で発売された音楽の約 1/4～1/5 程度の音楽しか管理していない。また売上高ベースではわずか 5% 前後の音楽を管理しているにとどまっており、カバレッジエリアが極めて限定的である。これにより、利用者（放送事業者）の権利処理に不具合が発生している。これは地上波放送事業者だけでなく、インターネット放送や動画サービスを提供する事業者など、OTT と呼ばれる領域で普遍的に発生している問題

⁵⁷ http://www.riak.or.kr/index.php?tpf=board/view&board_code=1&code=2615

⁵⁸ RIAK へのヒアリングによる

である⁵⁹。

⁵⁹ 同上

ニュージーランド

i 著作物並びにレコード及び実演の権利処理の概要

ニュージーランド著作権法では、テレビ番組はコミュニケーション作品と位置づけられており、3章1項(b)で「作品の内容を提供する人」が著作者であることが規定されている。このため、原作者、脚本家、作詞家／作曲家については、コミュニケーション作品の著作者と位置づけられる。

また第9章において実演家の権利が定められており、実演及びレコード録音については、171条(実演)及び174C条(レコード録音)について許諾権が与えられている。

音楽著作権については、オーストラリアの音楽著作権管理団体である APRA AMCOS がニュージーランドにおいても演奏権、録音権の集中管理団体となっているが、シンクロ権については管理していないため、音楽出版社と直接ライセンス契約を締結することが必要となる⁶⁰。またレコード原盤権については Recorded Music NZ が集中管理団体となっているが、シンクロでの利用に関してはレコード原盤権者からマスター・ライツ(原盤権)を取得することが必要となる。

なおオーストラリア及びニュージーランドにおいて音楽著作権とレコード原盤権をワンストップで権利処理できるよう、OneMusic Australia (APRAAMCOS とオーストラリアのレコード原盤権集中管理団体 PPCA の共同ライセンスイニシアチブ) 及び OneMusic New Zealand (APRA AMCOS と Recorded Music NZ の間の共同ライセンスイニシアチブ) が窓口となっている。

ニュージーランドの放送とネット配信における権利処理の概要

権利者	権利種別	法と実態	放送(地上波初回放送)	同時配信	見逃し配信	VOD
原作者	著作権	著作権法	許諾権(32条)		許諾権(32条)	
		実際の運用	番組制作時の契約で映像製作者に譲渡 ⁶¹			
脚本家	著作権	著作権法	許諾権(32条)		許諾権(32条)	
		実際の運用	番組制作時の契約で映像製作者に譲渡			
作詞家／作	著作権	著作権法	許諾権(32条)		許諾権(32条)	

⁶⁰ ニュージーランドの音楽出版社団体 AMPAL による説明 (<https://www.ampal.com.au/about-music-rights-1>)

⁶¹ New Zealand Writers Guild(NZWG)がテレビ番組の最低料金ガイド (https://c0343486-39c1-4621-a44c-1afb1be81120.filesusr.com/ugd/fe5aa7_82af9c31ce014cf987160c81ba2904ae.pdf) やモデル契約 (https://c0343486-39c1-4621-a44c-1afb1be81120.filesusr.com/ugd/fe5aa7_305f9bb115fe493c99382c021bb2a181.doc?dn=Screenwriters%20Agreement.doc) を脚本家や原作者向けに提供しており、インターネット配信の権利譲渡についてはモデル契約に記述がある。

曲家		実際の運用	APRA AMCOSとの包括契約（演奏権、録音権）。 ※ 41条（偶発的な著作物の複製）、42条（批評、レビュー、ニュース報道）あるいは43A条（作品の一時的な複製）により、放送番組内の著作物の複製に関して権利制限され、許諾不要となる場合がある。 シンクロ権については権利者と直接契約する必要がある。	
レコード製作者	著作隣接権 ⁶²	実際の運用	著作権法	許諾権（174C条）
			Recorded Music NZとの包括契約（管理楽曲） ※ レコード製作者と実演家との契約に基づき、実演家に50%を上限として実演家に分配することが可能。ただし通常はレコード製作者がメカニカル・ライツを取得するため、実演家への支払いは行われない。 ※ 175条（パフォーマンスまたは録音の偶発的な複製）、176条（パフォーマンス、批評、レビュー、ニュース報道に関する許可される行為）あるいは187条（コミュニケーション作品のための付随記録）により、放送番組内の著作物の複製に関して権利制限され、許諾不要となる場合がある。 シンクロ利用については権利者と直接契約する必要がある。	許諾権（174C条）
実演家（レコード）	著作隣接権	実際の運用	著作権法	許諾権（171条）
			Recorded Music NZとの包括契約（管理楽曲） ※ レコード製作者と実演家との契約に基づき、実演家に50%を上限として実演家に分配することが可能。ただし通常はレコード製作者がメカニカル・ライツを取得するため、実演家への支払いは行われない。	許諾権（171条）
実演家（映）	著作隣接権	著作権法	許諾権（171条）	許諾権（171条）

⁶² ニュージーランド著作権法 Part9 Performer's Rights

像)		実際の運用	番組制作時の契約で映像製作者に譲渡
----	--	-------	-------------------

1994 年著作権法では、著作権者の権利および実演家の権利について、以下のように規定されている。

第 16 条 著作権により制限される行為

- (1) 作品の著作権の所有者は、30 条～34 条に従って、ニュージーランドで次の行為を行う独占的権利を有する。
 - (a) 作品を複製する
 - (b) 作品の複製を、販売またはその他の方法で一般に発行する
 - (c) 公共の場で作品を実演する
 - (d) 公共の場で作品を演奏する
 - (e) 公共の場で作品を公開する
 - (f) 作品を一般に伝達する (to communicate the work to the public)
 - (g) 作品を翻案する
 - (h) 作業の翻案に関連して、(a) から (f) のいずれかに言及されている行為を行う
 - (i) (a) から (h) に言及されている行為のいずれかを他の人に許可する
- (2) (略)

第 32 条 公共の場での実演、演奏、上映による侵害

- (1) 公共の場での作品の実演は、文学、演劇、または音楽作品に関連する場合にのみ制限された行為である。
- (2) 公共の場での作品の演奏または上映は、サウンドレコーディング、映画、またはコミュニケーション作品に関連する場合にのみ制限された行為である。
- (3) 作品の著作権が、電子的またはその他の手段によって伝達される視覚的な画像または音声を受信するための装置を使用して、作品を公に演奏、再生、または公開することによって侵害されている場合、
 - (a) 視覚的な画像または音声が送信される人
 - (b) パフォーマンスの場合、パフォーマー
 については、侵害の責任があると見なさないものとする。
- (4) (3) の目的のために、視覚的な画像または音声を送信する人物には、視覚的な画像または音声を再送信する人物は含まれない。

パート 9 実演家の権利

169～170 条 (略)

サブパート 1 実演家の人格権

170A～I 条 (略)

サブパート2 パフォーマンスのレコーディング、ライブ送信、またはレコーディングの使用に求められる同意

171条 パフォーマンスの記録またはライブ送信に求められる同意

- (1) 実演家の権利は、実演家の同意がない場合は、以下のような人によって侵害される。
 - (a) 個人または家庭で使用する場合を除いて、パフォーマンスの全体または実質的な部分のレコーディングを行う人。または
 - (b) パフォーマンスの全体または実質的な部分を一般に公開する人。
- (2) 本条に基づいて提起された実演家の権利の侵害訴訟において、被告が侵害の時点で実演家の同意が与えられたと合理的な理由で信じていたことを示す被告に対しては、損害賠償は与えられない。

174C条 サウンドレコーディングの複製に求められる同意

- (1) パフォーマーの権利は、パフォーマーの同意なしに、パフォーマンスの全体または実質的な部分のレコーディングを複製する人によって侵害される。
- (2) 次の場合、サブセクション(1)は適用されない。
 - (a) 録音が、コミュニケーションワークあるいはコミュニケーションワークの一部でない。
 - (b) 複製が、違法なレコーディングではないレコーディングから作成されている。
 - (c) レコーディングが借用または雇用されたものではない。
 - (d) 複製が録音の所有者によって作成されたものである。
 - (e) その所有者がレコーディングを合法的に取得した。
 - (f) 複製が、その所有者の個人的な使用または所有者が住んでいる世帯のメンバーの個人的な使用、またはその両方にのみ使用される。
 - (g) レコーディングの所有者が所有するそれぞれのレコーディング再生機器に対し、1つ以上の複製が作られない。
 - (h) レコーディングの所有者は、レコーディングと、このセクションが示す条件で作成された複製について、両方の所有権を保持する。
- (3) ただし、レコーディングの所有者が、レコーディングを複製できる条件を特定する契約に拘束されている場合、サブセクション(2)は適用されない。

ii 著作物並びにレコード及び実演の権利処理体制の状況

ニュージーランドにおける集中管理団体として、オーストラリアの音楽著作権集中管理団体でニュージーランドでも集中管理を行っている APRA AMCOS と、レコード原盤権の集中管理団体である Recorded Music NZ がある。

APRAAMCOS

オーストラリアの音楽権利管理団体であり、ソングライター、作曲家、音楽出版社がメンバーと

なっている。主にオーストラリア、ニュージーランドの音楽の権利を管理している。1997年、APRAとAMCOSが統合し、一つの組織となった。Australasian Performing Right Association Limited(APRA)はメンバーの実演権、伝達権を管理するために1926年に設立された組織であり、またAustralasian Mechanical Copyright Owners Society Limited(AMCOS)は1979年に「メカニカル・ロイヤルティ」(さまざまな形式での音楽の複製や保存)を管理するために設立された組織である。

楽曲の著作権(演奏権、複製権)については、APRA AMCOSと放送事業者との間で包括契約が結ばれている。APRA AMCOSの商用テレビ向けライセンス⁶³では、以下のような説明がなされている。

商用テレビ

商用テレビ局には放送と複製の両方のライセンスを提供している。商用テレビサービスには、TVNZ、TV3、SkyおよびMTSネットワークが含まれる。

ブロードキャストライセンスは、総広告収入に対する放送局のシェアに基づいており、サブスクリプションベースの収入の場合は、加入者あたりの月額である。複製ライセンスは年間の包括料金で、音楽の使用の結果として各放送局と交渉される。

Recorded Music NZ

2013年6月に「ニュージーランドレコード産業協会」(RIANZ)とPPNZ Music Licensingが合併し、「Recorded Music NZ」となり、レコード原盤権のライセンシングを行っている。ほとんどのライセンスは、APRAとの共同ライセンスイニシアチブであるOneMusic New Zealandを通じて提供されている。

ニュージーランドで運営されているレコードミュージックの所有者(メジャーレーベル、独立レーベル、セルフリリースを含む)及びセルフリリースを行うアーティストがメンバーとなっている。

放送番組におけるレコードの使用については、原盤権及び実演家の権利に関してRecorded Music NZが包括契約を結んでいる。Recorded Music NZの商用テレビ向けライセンス⁶⁴では、以下の説明がなされている。

テレビ

テレビ放送局は、放送、ウェブサイト経由の通信、および録音された音楽の番組への限定的な複製のためのライセンスを取得する必要がある。

商業テレビ放送

商業テレビ放送、通信および限定複製ライセンスは、ステーションの総広告収入の割合に基づいていることが望ましい。サブスクリプションサービスの場合、料金は、サブスクリバーアタリのレートを含む「より大きい」モデルであることが望ましい。

⁶³ <http://apraamcos.co.nz/music-customers/licence-types/television/>

⁶⁴ <https://www.recordedmusic.co.nz/portfolio/television/>

Recorded Music NZ はレコード原盤権者（マスターライツホルダー）と実演家の分配について、実演家向けの説明で以下のように言及している。

レコーディングアーティストとして登録する⁶⁵

レコーディングで実演しているが、そのレコーディングのマスターライツホルダーではない適格なレコーディングアーティストは、特定の条件を満たすことにより、Direct-to-Recording Artist Scheme に登録することができます。

レコーディングアーティストは次の場合に資格を満たします。

- そのレコーディングにフィーチャーされたアーティストであり、ソリストまたはバンドの一部であること（契約ミュージシャン、プロデューサー、DJ ではないこと）
- ニュージーランドの市民または居住者であること
- Recorded Music NZ とのマスターライツアグリーメントの対象となっている録音で演奏していること

当該レコーディングのマスターライツホルダーが Recorded Music NZ に必要な許可を付与し、登録フォームによる登録が完了した場合、レコーディングからの収入の最大 50% を、指名された請求者を通じてレコーディングアーティストに直接分配できます。

デフォルトの位置では、Recorded Music NZ は記録からの収入の 50% を登録された記録アーティストに、50% をマスターライツホルダーに支払います。レコーディングアーティストは、分配を受け取るために 1 人の「指名された請求者」を宣言する必要があります。分割割合は、レコーディングアーティストとマスターライツホルダー間の合意によって変更できますが、これは、レコーディングアーティストとマスターライツホルダーの両方が記入、署名、同意した「支払いパーセンテージ修正フォーム」を介して Recorded Music NZ に通知する必要があります。

OneMusic New Zealand

2013 年に発足した、APRA AMCOS と Recorded Music NZ の間の共同ライセンスイニシアチブ。音楽（レコード原盤）を利用する企業は、APRA AMCOS と Recorded Music NZ（旧称 PPNZ Music Licensing）の両方からのライセンスが必要となるため 2 つの個別のライセンスを申請しなければならず、業務負担、契約までの時間がかかっていた。このため、企業や他の組織が公に音楽を再生するために必要なすべての権限をカバーする単一の音楽ライセンスを提供するために OneMusic New Zealand が発足した。

また集中管理団体ではないが、俳優（実演家）の団体である NZ Actors Equity がテレビドラマ製作における実演家の権利や報酬について製作者との合意を結んでいる。

⁶⁵ <https://www.recordedmusic.co.nz/portfolio/membership-for-artists/>

NZ Actors Equity

ニュージーランドの映画プロデューサー協会（SPADA）と NZ Actors Equity は 2014 年、ニュージーランドでの映画製作やテレビドラマ製作に用いられる Individual Performance Agreement⁶⁶を策定した。この中で、実演の二次利用についてプロデューサーが権利を持つことが示されている。

9.3 条項 9.1 および 9.2 を制限することなく、アーティストは次のことを認め、同意する：

9.3.4 プロデューサーは、以下の権利を有する（ただし義務でない）：

- そのマテリアルまたはその一部を、使用、作り替え、変更する権利
- そのマテリアルを、販売、コピー、公開、複製、記録、送信、映画・ラジオ・テレビまたはその他の必要な手段による放送、実演、音声付きまたは音声なしの撮影（音声、会話、音楽がシンクロされたものを含む）を行う権利
- 現在知られている、または今後考案されるあらゆる手段によって、公に、営利目的で、またはその他の目的で上記と同じことを行う権利

iii 権利処理上の課題

ニュージーランドにおける放送コンテンツのネット配信については、同時配信については地上波放送と同一の扱いとなっており、単一の権利処理を行っている。

またニュージーランドは英語圏であり人口も少ないとことから、アメリカ、イギリス、オーストラリア等の番組がオンエアされることも多く、ニュース番組を除き独自製作番組の比率は高くない。このため、ネット配信の権利を含めた形で番組調達を行う必要がある。

⁶⁶ <https://www.actorsequity.org.nz/equity-and-spada-documentation/11-spada-individual-performance-agreement/file>

3. 著作物の利用円滑化とクリエイターへの適切な対価還元に係る諸外国の著作権制度の在り方

3.1. 著作物の利用を円滑化するための措置の概要及び経緯等

米国

i Music Modernization Act (強制許諾⁶⁷)

2018年10月11日、アメリカ合衆国のトランプ大統領が、全会一致で上院を通過した「Music Modernization Act (MMA、音楽近代化法)」に署名し、同法が施行された。MMA⁶⁸は以下に示す3つのTitleで構成されている。

Title I—Music Licensing Modernization Act：ダウンロードとストリーミングに関する規定

Title II—Classics Protection and Access Act：1972年以前の録音に関する規定

Title III—Allocation for Music Producers Act：プロデューサーのロイヤリティに関する規定

Title I Music Licensing Modernization Act⁶⁹では、「強制メカニカルライセンス」用の包括的なライセンスシステムを創出する。これにより、デジタル音楽配信プロバイダーは音楽作品の複製および配布権のライセンスを取得できる。この包括的なライセンスシステムは、インタラクティブストリーミングとデジタルダウンロードのライセンスに使用されていた以前の曲ごとの強制ライセンスシステムに代わるものである。

これを実現するため、包括的ライセンスを管理する「メカニカルライセンスコレクティブ」(MLC)と、ライセンシーの活動を調整し、MLCの理事会で投票権のないメンバーとなる代表者を指定するための「デジタルライセンシーコーディネーター」(DLC)を設置することを定めている。MLCは、音楽作品、音楽作品の著作権所有者の身元と場所、および音楽作品が演奏されているレコードに関する情報を含む公的にアクセス可能なデータベースを管理し、MLCが音楽作品と著作権所有者を紐づけられない場合は、当該期間にデジタル音楽プロバイダーによって提供される使用報告の内容を反映した著作権所有者の相対的な市場シェアに基づいて、MLCレコードで識別される著作権所有者に対し、著作権者不明作品に対するロイヤリティを分配する権限を持つ。

ii SoundExchange (法定許諾⁷⁰)

SoundExchangeは、2003年に設立された非営利組織であり、ストリーミングによるウェブキャスティングサービスから使用料を徴収し、アーティスト等に分配する業務を行っている。

⁶⁷ 強制許諾 (Compulsory License)：特定の場合に、事前に権限ある機関又は著作権団体に申請し、当該機関・団体が許諾を与えることで、著作物を利用することができます。

⁶⁸ <https://www.copyright.gov/music-modernization/>

⁶⁹ <https://www.copyright.gov/music-modernization/mma-title-1-overview.pdf>

⁷⁰ 法定許諾(Statutory License)：特定の場合に、権利者への事前の通報を行うことなく、著作権使用料を支払うことによって、法律が許諾を与えることで、著作物を利用することができます。

SoundExchange はウェブキャスティングサービスのライセンスを管理するための団体として、米国著作権使用料委員会から指定を受けている。

SoundExchange は、ウェブキャスティングサービスの利用許諾において、楽曲が登録されているかの有無に関わらず、SoundExchange が法律上定められたレートで強制的に許諾する、法定許諾 (statutory licenses) を行っている。なお SoundExchange は、連邦議会が著作権法 112 条および 114 条に記載されている法定ライセンスを管理する権限を与えられている唯一の団体である。

- 一時的固定／録音物のデジタル実演のための固定（著作権法第 112 条）
- デジタル送信／録音物の公の実演（著作権法第 114 条）

英國

i 拡大集中許諾

2014 年に英国は拡大集中許諾制度を導入した。この制度は、法律に基づき、集中管理団体の構成員ではない著作権者の著作物を、相当数の著作権者を代表する「集中管理団体」と著作物の「利用者」との間で締結された著作物の利用許諾契約と同じ利用条件で利用することを認めるものである。

2017 年 10 月に、書籍、雑誌定期刊行物の複写権を管理する団体である CLA(Copyright Licensing Agency)が Extended Collective Licensing (ECL) スキームの運用許可を英国政府に申請⁷¹したが、2018 年 4 月に知的財産局 (IPO) と協議のうえ、申請を取り下げている⁷²。

（拡大集中許諾）

第 116 条の B

- (1) 所管大臣は規則に基づき所管大臣に申請する許諾機関に対して、当該機関又は当該機関の活動を代理する者によって保有されていない著作物に関して、著作権の許諾を付与する権限を、規則により付与することができる。
- (2) 権限付与には以下のことを明示しなければならない。
 - (a) それが適用される著作物の種類、及び
 - (b) 当該許諾機関が許諾を行う権限を付与される、著作権により制限される行為
- (3) 規則では、著作権の所有者が、当該規則による許諾の付与を制限又は排除する権利を有していることを規定しなければならない。
- (4) 規則では、いずれの許諾も排他的権利を与えるものではないことを規定しなければならない。
- (5) 本条において、「著作権の許諾」は、第 116 条におけるのと同様の意味を有する。
- (6) 本条の規定は、国王の著作権若しくは議会の著作権については適用されない。

⁷¹ <https://www.dacs.org.uk/DACSO/media/DACSDocs/Knowledge%20Base/General-Note-on-ECL-06-12-17-VA.pdf>

⁷² <https://www.cla.co.uk/news/application-extended-collective-licensing-update>

ii EU 孤児著作物指令の国内実施（「孤児著作物に関する許された利用」）

1988年 CDPA 法 (Copyright, Designs and Patents Act 1988) 附則 ZA1において、孤児著作物に関する許された利用に関する制度を規定している。この制度は、EU 孤児著作物指令を実施する規則⁷³に基づいて、EU 孤児著作物指令に対応して制定されたものであり、著作者の身元が合理的な調査によっても確認できない場合や身元が知られていない著作物を適法に利用できる場合についての規定等が定められている。

CDPA 法附則 ZA1 では、この制度の利用主体については、EU 孤児著作物指令と同様に、公共のアクセスが可能な図書館などのほか、公共放送機関（具体的には、2003 年英國通信法 264 条の定める (a) BBC が提供するテレビ放送サービス、(b) ウェールズ当局の公共サービスであるテレビ番組サービス、(c) すべてのチャネル 3 サービス、(d) チャンネル 4、(e) チャンネル 5、(f) 公共テレテキストサービス）が含まれることを規定し、(a) 孤児作品を一般に公開する；または (b) デジタル化、利用可能化、索引付け、カタログ化、保存または復元の目的で孤児作品を複製する、ことについて、著作権侵害とならないことを規定している。

なお、イギリスは 2020 年 1 月 31 日に EU を離脱したので、移行期間後の 2021 年 1 月 1 日からは、EU 孤児著作物指令を実装するこの「孤児著作物に関する許された利用」のスキームは廃止される。廃止後はそれまで適法であった利用が違法になるので、英國知的財産局 (IPO) は、文化的機関に対して、従来このスキームの利用から、孤児著作物ライセンススキームへの移行を呼びかけている⁷⁴。

iii 孤児著作物ライセンススキーム

この制度は、イギリスの国内でのみ適用される孤児著作物の利用許諾の枠組みである。したがって、イギリスの EU 離脱後の移行期間が経過した後でも、有効なスキームである。孤児著作物ライセンスを受けるには、権利者の所在に関する事前の入念な調査が求められる。調査の際に参照すべき情報としては、イギリス知的財産局が管理する孤児著作物登録簿、歐州連合知的財産庁 (EUIPO) の孤児著作物データベース、CDPA 法附則 ZA1 第 2 部に定められる情報源を挙げている。なお、イギリス知的財産局によると、離脱後は、EUIPO のデータベースを参照する必要がなくなるとしている。入念な調査に関しては、政府が公表した規則やガイドラインにおいて詳しく案内されているが、調査のために必要とされる関連する情報源は、部門によって異なる。入念な調査の結果は、IPO によるライセンス付与または EUIPO データベースの記載から 7 年間のいずれか早い時期から 7 年間有効である。入念な調査を行っても権利者の所在が判明しない場合、孤児著作物となる。外国著作物も対象である。

ライセンスはイギリス知的財産局の長官が付与する。付与されるライセンスはイギリス国内で有効な非独占的ライセンスであり、7 年間を超えない範囲で有効であって、一定の手続を経れば更新

⁷³ The Copyright and Rights in Performances (Licensing of Orphan Works) Regulations 2014, S.I.2014/ 2863
<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1988/48/schedule/ZA1>

⁷⁴ Intellectual Property Office and Government Digital Service, Orphan works and cultural heritage institutions: copyright from 1 January 2021, <https://www.gov.uk/guidance/orphan-works-and-cultural-heritage-institutions-copyright-after-the-transition-period>

も可能である。イギリス知的財産局は、ライセンス料を徴収するが、このライセンス料は、著作物の種類や利用の類型との関係で適切なレートで設定される。徴収された不明であった権利者が現れた場合のために少なくとも8年間はイギリス知的財産局によって保管される。不明の権利者がライセンス付与後に現れた場合、自己の著作物に対する権利を回復するとともに、ライセンス料として確保されていた報酬金を請求することができる。8年経過後には政府による利用を認められており、当初の未請求金については、孤児著作物ライセンスキームの設立および運営費用に充て、余剰金があれば社会、文化、教育活動の基金として用いる。ライセンス料の設定やライセンス付与申請の却下に関しては、著作権審判所に異議を申し立てることができる。

フランス

i 孤児著作物の一定の使用に関する特別規定

2015年の知的財産権法の改正法において、EU指令2012/28に関する条項として、権利者不明著作物の利用に関し、以下の著作物を対象とする条文（第135の1～7条）が追加された。

- ① 公共のアクセスが可能な図書館、教育機関、博物館や公文書保管所、映像保存機関、音声保存機関の収蔵品に含まれる書籍、雑誌、新聞、又はその他の文書の形式によって出版された著作物
- ② 公共のアクセスが可能な図書館、教育機関、博物館や公文書保管所、映像保存機関、音声保存機関の収蔵品に含まれる映画の著作物、視聴覚著作物及びレコード
- ③ 公共放送機関によって制作され、公文書保管所に保存された映画の著作物、視聴覚著作物及びレコード

公共のアクセスが可能な図書館、教育機関、博物館や公文書保管所、映像保存機関、音声保存機関、および公共放送機関によって制作された映画を保存する公文書保管所は、権利者不明著作物を公益目的（著作物の保存及び保管、又は著作物へのより広い公衆のアクセス等）に限り利用することができることが規定されている。ただしこれらの組織は、営利目的を追求してはならない（135の2条）とされており、孤児著作物の商用利用については規定が及んでいない。

ドイツ

i 権利者不明及び絶版著作物の使用及び作品の二次使用に関する権利

EU指令2012/28に対応するため、権利者不明及び絶版著作物の使用に関する法律の策定、およびドイツ著作権法の改正が2013年11月1日に施行された。

著作権法61条から61c条において、公共の用のために設立された公衆が入場できる施設（図書館、教育施設、博物館、記録保存所、フィルム音声遺産を扱う施設及び公共の放送組織）は、既に刊行され、かつ、入念な調査によっても権利保有者を特定あるいは探し出すことができない著作

物（いわゆる「権利者不明著作物」（Orphan Works））を複製し、公衆に提供することが認められるようになった。ただしこれら規定は、公共の利益であるそれぞれの組織の責務を果たす目的でのみ、印刷、音楽及びフィルムの著作物をインターネットにより公衆に提供することを許すものであり、孤児著作物の商用利用については対象としていない。

韓国

i デジタル著作権取引所

韓国では 2007 年からデジタル著作権取引所（Korea Digital Copyright Exchange :KDCE）構築事業を推進してきており、著作権情報の総合的な管理を実現し、著作物流通の円滑化を図っている⁷⁵。

2008 年： 統合著作権管理番号（Integrated Copyright Number : ICN）、著作権ライセンス管理システム（Copyright License Management System : CLMS）を開始

2012 年： 上記の二つを統合し、デジタル著作権取引所（www.kdce.or.kr）として再編

また、2008 年に構築された著作権探しサイト（www.right4me.or.kr）を、「著作権探しサイト（www.findcopyright.or.kr）」に改編し、デジタル著作権取引所の一部に編入

韓国著作権法 113 条 8 号に韓国著作権委員会（Korea Copyright Commission）の業務のひとつとして「著作権情報提供のための情報管理システムの構築及び運営」が示されており、デジタル著作権取引所は KCC の主導で運営されており、また著作権者、著作権信託管理団体、代理仲介業者、その他著作物流通事業者が業務協約を結んで参加している。

ii 法定許諾

韓国著作権法の第 5 節「著作物利用の法定許諾」において 3 種類の法定許諾が定められており、第 50 条では孤児著作物の利用について、51 条では放送での利用について、また 52 条ではレコード製作について規定されている。

- 著作財産権者が不明な著作物の利用（第 50 条）
- 公表された著作物の放送（第 51 条）
- 販売用レコードの製作（第 52 条）

第 50 条（著作財産権者不明の著作物の利用）

- ① 何人も、大統領令が定める基準に該当する相当な努力を払っても公表された著作物の著作権者や彼の居所を知ることができない、その著作物の利用許諾を受けることができない場合には、大統領令が定めるところにより、文化体育観光部長官の承認を得た後、文化体育観光部長

⁷⁵ 著作物流通円滑化のための「デジタル著作権取引所」の導入に関する研究（張 睿嘵 獨協大学法学部准教授）
(<https://www.taf.or.jp/files/items/570/File/009.pdf>)

官が定める基準による補償金を第 112 条の規定による韓国著作権委員会に預託し、これを利用することができる。 <改正 2008 年 2 月 29 日、2019 年 11 月 26 日>

- ② 第 1 項の規定に基づいて著作物を利用する者は、その内容と承認年月日を表示しなければならない。
- ④ 第 1 項の規定に基づいて法定許諾された著作物が再び法定許諾の対象となるときは、第 1 項の規定による大統領令が定める基準に該当する相当の努力の手順を省略することができる。ただし、その著作物の法定許諾の承認前に著作権者が大統領令が定める手順に従って異議を提起するときは、この限りでない。
- ⑤ 文化体育観光部長官は、大統領令が定めるところにより、法定許諾内容を情報通信網に掲示しなければならない。 <改正 2008 年 2 月 29 日>
- ⑥ 第 1 項の規定による補償を受ける権利は、第 112 条の規定による韓国著作権委員会を通じて行使される必要がある。 <新設 2019 年 11 月 26 日>
- ⑥ 第 112 条の規定による韓国著作権委員会は、第 1 項に基づいて補償金を支給された日から 10 年が経過した未分配補償金について、文化体育観光部長官の承認を得て、第 25 条第 8 項各号のいずれかに該当する目的のために使用することができる。 <新設 2019 年 11 月 26 日>
- ⑦ 第 1 項及び第 6 項の規定による補償金の支払い手続き、方法及び未分配補償金の使用が承認されるために必要な事項は、大統領令で定める。 <新設 2019 年 11 月 26 日>

[施行日 : 2020 年 5 月 27 日第 50 条]

第 51 条（公表された著作物の放送）

公表された著作物を公益上の必要によって放送する放送事業者がその著作権者と協議したが、協議が成立しない場合には、大統領令が定めるところにより、文化体育観光部長官の承認を得た後、文化体育観光部長官が定める基準による補償金を当該著作権者に支給し、または供託することにより、これを放送することができる。 <改正 2008 年 2 月 29 日>

第 52 条（商業アルバムの制作）

商業アルバムが韓国で初めて販売されて 3 年が経過した場合、そのレコードに録音された著作物を録音して、他の商業アルバムを製作しようとする者が、その著作権者と協議したが協議が成立しないときは、大統領令が定めるところにより、文化体育観光部長官の承認を得た後、文化体育観光部長官が定める基準による補償金を当該著作権者に支給し、または供託することにより、他の商業用レコードを製作することができる。 <改正 2008 年 2 月 29 日、2016 年 3 月 22 日>

[タイトル改正 2016 年 3 月 22 日]

ニュージーランド

i フェアディーリング規定

ニュージーランドは、特定目的での著作物利用を可能とするため、英国フェアディーリングと同様の規定がある。ただし研究又は指摘学習目的での利用についてのみ規定されており、著作物の商用利用については対象となっていない。

第43条

- (1) 研究又は私的学習目的の著作物の公正利用は著作権を侵害しない。
- (2) (略)
- (3) 本条(1)項の目的において、写真複写やその他の手段による複製が、著作物の研究又は私的学習目的の公正利用にあたるかどうかを判断する際、裁判所は以下を考慮しなければならない。
 - (a) 複製の目的および性質。
 - (b) 複製された著作物の性質。
 - (c) 通常の商業価格で妥当な時間内に著作物を入手できるかどうか。
 - (d) 著作物の潜在的市場または価値に対する複製の影響。
 - (e) 当該著作

3.2. 各国のライセンス環境の現状やライセンスの位置づけ

米国

i ライセンス環境の現状

米国ではコンテンツ製作者が音楽出版社と個別にシンクロ権のライセンス契約を締結する形になっている。主要レコード・レーベルが音楽出版社を持ち、音楽著作権と原盤権をワンストップでライセンスできるようにしているほか、小規模な音楽ライセンス会社が作詞・作曲家やミュージシャンから楽曲と録音の提供を受け、コンテンツ製作者にワンストップでライセンスしている。

テレビ放送を含めた映像コンテンツ製作における音楽著作権（シンクロ権）使用料については、音楽出版社と個別契約のため、ライセンス料の総額は不明である。著作権協会国際連合（CISAC）加盟会員における2018年の北米（米国／カナダ）でのシンクロ権使用料は2.7百万ユーロ⁷⁶となっているが、この金額には映画や広告等でのシンクロ権ライセンスも含まれており、テレビ放送向けコンテンツのみのライセンス料は記載されていない。

レコード原盤権のシンクロ権ライセンス市場については、米国レコード協会（RIAA）によれば2018年で285.5百万ドル⁷⁷となっている。ただしこの数字には、RIAAの会員でない、小規模な音楽ライセンス会社が管理する楽曲のシンクロ権ライセンスは含まれていない。また音楽著作権の場合と同様に映画や広告等でのシンクロ権ライセンスも含まれるため、テレビ放送向けコンテンツのライセンス料は正確にはわからない。

ii 著作権法制度におけるライセンスの位置づけ

米国においては放送等に使用されるコンテンツの製作において他の著作物や実演を使用する場合、ライセンス契約または出演契約が締結される。

英国

i ライセンス環境の現状

英国においては、音楽著作権についてはPRS for Musicが放送事業者と包括契約を締結し、著作権使用料を徴収している。PRS for Musicにおける放送に関する音楽著作権使用料徴収額は127.7百万ポンド（2018年）となっており、そのうちテレビ局からの徴収額は76.9百万ポンドである。

またレコード原盤及びレコード実演に関してはPPLが放送事業者と包括契約を締結し、使用料を徴収している。PPLによるBroadcast Licensing徴収額は83.6百万ポンド（2018年）となっている。ただしこの金額には、ラジオ放送局及びリニアウェブキャスティング事業者からの使用料徴収額が含まれている。

⁷⁶ CISAC GLOBAL COLLECTIONS REPORT 2019

⁷⁷ RIAA 2018 YEAR-END MUSIC INDUSTRY REVENUE STATISTICS

ii 著作権法制度におけるライセンスの位置づけ

放送やネット配信においては、著作権や著作隣接権の権利制限規定はないため、権利制限規定にライセンス契約を優先させるような措置も制度上定められていない。ただし他の著作権分野においては、権利制限規定に対してライセンス契約を優先させる制度が存在している。

具体的には、英國著作権法第36条6項において、教育機関による著作物の抜粋の複製及び使用について、権利制限規定により許容される行為でも、ライセンス契約により利用可能である場合は、原則としてライセンス契約による利用が権利制限規定に優先することが定められている。

(教育機関による著作物の抜粋の複製及び使用)

第36条

- (1) 教育機関により、又は教育機関に代わり行われる、関連する著作物からの抜粋の複製は、次の条件が満たされる限り、当該著作物の著作権を侵害しない。
 - (a) 複製物が非商業目的の授業のために作成されること、及び
 - (b) 十分な出所明示が伴うこと(実際上その他の理由から不可能である場合を除く)。
- (2) 第1項に基づいて作成された抜粋の複製物が、教育機関の非商業的目的の授業のために、その機関により、又はその機関に代わって、当該機関の生徒又は教職員に伝達された場合、著作権は侵害されない。
- (3) 第2項の規定は、伝達が当該機関の生徒及び教職員のみが利用可能な保護された電子的ネットワークを用いて機関の構外で受信される伝達のみに適用される。
- (4) この条において、「関連する著作物」とは、次に掲げる著作物以外の著作物を意味する。
 - (a) 放送、又は
 - (b) 他の著作物に組み入れられていない美術の著作物。
- (5) この条の規定に基づいて、12カ月間にわたって、教育機関により、又は教育機関に代わり、著作物の5パーセントを超えない部分を複製することができる。この場合において、他の著作物に組み入れられた著作物は、単一の著作物として取り扱うものとする。
- (6) この条で許諾される行為であっても、当該行為について許諾を得ることが可能であり、かつ、その行為に責任を有する教育機関がその事実を認識していたか、又は認識すべきであった場合には、その行為は許容されず、又はその範囲において許容されない。
- (7) この条により許容される行為を教育機関に許諾する場合の許諾の条件は、(有償又は無償を問わず)この条に基づいて許されるよりも少ない割合でしか複製ができないように制限することを意図する限りにおいて、効力を有しない。

(以下略)

フランス

i ライセンス環境の現状

2.2 で示したように、フランスでは著作権に関しては SACEM が、またレコード（原盤権、実演）に関しては SPRE が窓口となって放送事業者からライセンス使用料を徴収している。SACEM による TV/Radio からの著作権使用料（原作・脚本・音楽）徴収額⁷⁸は 313.0 百万ユーロ（2018 年）となっている。

また、SPRE によるテレビ放送からのレコード使用料収入は 4,951 千ユーロ（2018 年）⁷⁹であり、SPRE から分配を受ける各団体のテレビ放送からの使用料収入は以下のようになっている。

種類	金額	備考
レコード製作（SPPF）	約 520 千ユーロ（2018 年）	Rémunération équitable 17.4 百万ユーロのうち、Television からの収入比率 3% ⁸⁰
レコード実演（ADAMI）	約 1,180 千ユーロ（2018 年）	Rémunération équitable 29 440 309 ユーロのうち、Television からの収入比率 4% ⁸¹
レコード実演（SPEDIDAM）	1,170,779 ユーロ（2017 年）	SPEDIDAM のアニュアルレポート（RAPPORT MORAL 2018） ⁸²

ドイツ

i ライセンス環境の現状

ドイツにおいては、音楽著作権については GEMA が放送事業者と包括契約を締結し、著作権使用料を徴収している。GEMA における、放送に関する音楽著作権使用料徴収額は 177 百万ユーロ（2018 年）となっている。

またレコード原盤及びレコード実演に関しては GVL が放送事業者と包括契約を締結し、使用料を徴収している。GVL による公共テレビ局及び民間テレビ局からの徴収額は 25 百万ユーロ（2018 年）となっている。

GVL のライセンス収入（GVL アニュアルレポート 2018 p8 より）

ほとんどの年と同様に、放送報酬部門からの収入も 2018 年の GVL の収入の大部分を占めていました。

⁷⁸

https://societe.sacem.fr/actuimg/en/live/anglais/Sacem/Press_Resources/Annual_reports/sacem_annual_report_2018_0.pdf

⁷⁹ https://www.spre.fr/document/spre-rapport_de_transparence_2018.pdf

⁸⁰ http://www.sppf.com/telechargements/Rapport_annuel_et_rapport_de_transparence_2018.pdf

⁸¹ <https://www.adami.fr/wp-content/uploads/2019/10/SYNTHESE-ACTIVITE-ADAMI-2018.pdf>

⁸² <https://spedidam.fr/wp-content/uploads/2018/10/SPEDIDAM-Rapport-moral-2018.pdf>

2017年と比較して5.9%の収入の増加に満足しており、92.1百万ユーロに達しました。このうち、52.3百万ユーロは公共サービス放送局からの収入を表し、そのうち2,340万ユーロはラジオから、23.0百万ユーロはARDとZDFが支払ったテレビ報酬からのものです。それに比べて、民間テレビ会社はわずか1,080万ユーロ、民間ラジオ放送局は2,400万ユーロを支払いました。インターネットラジオの使用による収入は、それぞれの合計の90万ユーロを占めています。ケーブルネットワーク事業者の資金拠出額は410万ユーロでした。

なお、ドイツでは2019年から、テレビ局と集中管理団体の共同プロジェクトとして、フィンガープリント技術を利用した使用楽曲の特定・報告システムが運用されている。

GVL アニュアルリポート 2018 p4 より

データ収集に関して品質の大幅な改善をもたらすもう1つのマイルストーンは、オーディオフィンガープリントの導入です。これは、GVL、ARDとZDF、Deutsche WelleとGEMAの共同プロジェクトです。このプロジェクトの基礎は2018年に設定されました。放送局とのフィンガープリントインターフェースにより、使用データを自動化された迅速な方法で、2019年以降の配信システムから一貫した品質でシステムに取り込むことができます。

韓国

i ライセンス環境の現状

韓国においては、音楽著作権についてはKOMCA及びKOSCAPが放送事業者と包括契約を締結し、著作権使用料を徴収している。KOMCAにおける、放送に関する音楽著作権使用料徴収額は337,715,040ウォン（2019年）、送信料は86,301,557ウォン（2019年）となっている。

レコード原盤に関してはRIAKが放送事業者と包括契約を締結し、使用料を徴収している。RIAKによる放送局からの徴収額は7,323,059,958ウォン（2018年）となっている。

レコード実演に関してはFKMPが放送事業者と包括契約を締結し、使用料を徴収している。FKMPによる放送局からの徴収額は7,075,746,963ウォン（2018年）となっている。

ii 著作権法制度におけるライセンスの位置づけ

著作権法上、レコード原盤やレコード実演については放送やネット配信に関しては報酬請求権とされている。この報酬請求権に関し、別途ライセンス契約を優先させるような措置は著作権法上定められていない。

ニュージーランド

i ライセンス環境の現状

ニュージーランドにおいては、音楽著作権については APRA AMCOS が放送事業者と包括契約を締結し、著作権使用料を徴収している。APRA AMCOS の 2018 年の放送収入は 1 億 3260 万ドル⁸³となっている。ただしこの金額はオーストラリアを含む金額であり、ニュージーランドのみの金額は公開されていない。

またレコード原盤及びレコード実演に関しては Recorded Music NZ が放送事業者と包括契約を締結し、使用料を徴収している。Recorded Music NZ による公共テレビ局及び民間テレビ局からの徴収額は 2.3 百万 NZ ドル⁸⁴（2018 年）となっている。

ii 著作権法制度におけるライセンスの位置づけ

放送やネット配信においては、著作権や著作隣接権の権利制限規定はないため、権利制限規定にライセンス契約を優先させるような措置も制度上定められていない。

⁸³ <https://apraamcos.com.au/news/2018/october/digital-revenue-eclipses-broadcast-in-apra-amcos-record-setting-financial-year-results/>

⁸⁴ https://www.recordedmusic.co.nz/wp-content/uploads/2019/04/RecordedMusicNZ_AnnualReport2018-WEB2.pdf

4. 各国の調査から得られた知見

放送番組の同時配信においては、各国においてその法的な位置づけが異なっているとともに、権利処理においても国による違いがある。

特に我が国では放送のネット配信を行う際に、特にレコードに関する権利処理が放送と同時配信で異なっており、その円滑な権利処理の実現が求められている。一方、調査対象となった各国においてはすでに放送番組の同時配信が広く行われており、合わせて権利処理も行われていることから、各国のネット配信の法的位置づけ及びレコードに関する権利処理について、横断的に整理する。

4.1. レコード製作者の権利

レコード製作者（原盤権者）の権利処理に関しては、韓国を除き各国が放送とネット配信に関して一括して権利処理を行っている。ただし2.1で示したように、韓国ではインターネットマルチメディア放送事業法を「放送法」に統合する、通称「統合放送法」の制定を目指す動きがあることから、この法律が成立した場合には、放送と同時配信については同一の権利処理になることも想定される。

また米国を除く各国では、集中管理団体が放送事業者と包括契約を締結し、権利処理を行っている。米国ではレコード原盤権者との間で個別にライセンス契約を結ぶ必要がある。

権利者	権利種別	法と実態	放送 (地上波初回放送)	同時配信	見逃し配信	VOD
米国	著作権	著作権法	権利なし	許諾権：複製権（シンクロ権）（106条）		
		実際の運用	シンクロ権は、権利を持つ音楽出版社等と個別契約（映像製作時に利用範囲を特定）。 著作物の一時的な使用については許諾なしにライブ放送中に利用可能（112条 排他的権利の制限：Ephemeral Recordings）。			
英国	著作権	著作権法	許諾権：公の伝達権（20条）／複製権（シンクロ権）（17条）	許諾権：公の伝達権（20条）／複製権（シンクロ権）（17条）		
		実際の運用	Phonographic Performance Limited (PPL) が集中管理団体となっており、包括許諾を行う（BBC、ITV等と包括契約を結んでいる）。 包括契約では、テレビ放送ライセンスと、オンラインライセンスを同時に取得することが可能。 徴収したライセンス収入のうち、放送と同時配信に係る金額はレコード製作者と実演家で50%:50%に分けられ、支払われる。見逃し、VODについてはレコーディング契約時の条件に基づいてレコード製作者、実演家に分配される。			

			<p>ただしシンクロ権の処理が必要な場合については権利者（レコード原盤権者）との個別契約を行う。</p> <p>※ 28条（一時の複製物の作成）、30条（批評、評論、引用及び時事の報道）あるいは31条（著作権資料の付隨的挿入）により、放送番組内の著作物の複製に関して権利制限され、許諾不要となる場合がある。</p> <p>また放送番組でミュージックビデオを使用するためには、PPL の姉妹会社である VPL との包括契約を行う。</p>	
フランス	著作隣接権	著作権法	<p>許諾権：公衆への伝達権（213-1条） （※ラジオについては報酬請求権（214-1条））</p>	許諾権：公衆への伝達権（213-1条）
		実際の運用	<p>SPRE が集中管理し、レコード製作者団体である SCPP、SPPF と、実演家団体である ADAMI、SPEDIDAM に分配する（レコード製作者と実演家で 50% : 50%）。</p> <p>※ 放送番組の製作における一時的固定については「その実演が著作物又は視聴覚資料の一連続場面の主題を構成する出来事に対して付隨的である場合」に該当し、許諾を必要としない（212-3-5条）。</p> <p>テレビ映画、テレビシリーズ等への音楽の同期についてはシンクロ権の許諾が必要となり、レコード原盤権者と直接契約を締結する。</p>	
ドイツ	著作隣接権	著作権法	<p>報酬請求権（利益分与を求める請求権）（86条）</p>	許諾権（85条）
		実際の運用	<p>GVL による集中管理</p> <p>※ 放送番組の製作における一時的固定については「一時的な複製行為」とされ、許諾を必要としない（83条）。</p> <p>放送局自身または放送局が自身で放送する目的で制作委託したものでないテレビシリーズについては個別許諾となる。</p>	
韓国	著作隣接権	著作権法	<p>報酬請求権：補償金の請求権（82条）</p>	許諾権：伝送権（81条）
		実際の運用	<p>韓国レコード産業協会（RIAK）による集中管理</p>	韓国レコード産業協会（RIAK）による許諾

			放送事業者の一時的録音・録画については許諾を必要としない(87条)	
NZ	著作隣接権	著作権法 実際の運用	<p>許諾権 (174C 条)</p> <p>Recorded Music NZとの包括契約（管理楽曲） ※ レコード製作者と実演家との契約に基づき、実演家に 50%を上限として実演家に分配することが可能。ただし通常はレコード製作者がメカニカル・ライツを取得するため、実演家への支払いは行われない。 ※ 175 条（パフォーマンスまたは録音の偶発的な複製）、176 条（パフォーマンス、批評、レビュー、ニュース報道に関する許可される行為）あるいは 187 条（コミュニケーション作品のための付随記録）により、放送番組内の著作物の複製に関して権利制限され、許諾不要となる場合がある。</p> <p>シンクロ利用については権利者と直接契約する必要がある。</p>	許諾権 (174C 条)

4.2. レコードに関する実演家の権利

レコードに関する実演家の権利については、レコーディング契約においてレコード製作者に権利が譲渡されることも多く、韓国を除き、権利処理についてはレコード製作者と実演家の権利処理を一元的に行っている。

なお韓国では、レコード原盤権者とレコード実演に関して別々の集中管理団体が包括契約を行っている。

権利者	権利種別	法と実態	放送 (地上波初回放送)	同時配信	見逃し配信	VOD
米国	著作権	著作権法 実際の運用	権利なし レコーディング契約により、レコード製作者が著作権を持つ（実演家は持たない）。 ※ 新規製作の場合、製作時の契約により職務著作物としてコンテンツ製作者が権利を得る 著作物の一時的な使用については許諾なしにライブ放送中に利用可能	許諾権：複製権（シンクロ権）(106 条)		

			(112条 排他的権利の制限：Ephemeral Recordings)。		
英国	著作隣接権	著作権法	報酬請求権 :録音物の利用についての公正な報酬の請求権 (182条D)		
		実際の運用	<p>Phonographic Performance Limited (PPL) が集中管理団体となっており、包括許諾を行う (BBC、ITV 等と包括契約を結んでいる)。包括契約では、テレビ放送ライセンスと、オンラインライセンスを同時に取得することが可能。</p> <p>※ 徴収したライセンス収入のうち、放送と同時配信に係る金額はレコード製作者と実演家で 50%:50% に分けられ、支払われる。</p>		
フランス	著作隣接権	著作権法	許諾権 :公衆への伝達権 (212-3条) (※ラジオについては報酬請求権 (214-1条))		
		実際の運用	<p>既存楽曲：SPRE が集中管理し、レコード製作者団体である SCPP、SPPF と、実演家団体である ADAMI、SPEDIDAM に分配 (レコード製作者と実演家で 50% : 50%)</p> <p>※ 放送番組の製作における一時的固定については「その実演が著作物又は視聴覚資料の一連続場面の主題を構成する出来事に対して付随的である場合」に該当し、許諾を必要としない (212-3-5条)。</p> <p>新規製作の場合、製作時の契約により映像製作者が権利を得る。</p>		
ドイツ	著作隣接権	著作権法	報酬請求権 (78条2項1)		許諾権 (78条第1項1)
		実際の運用	GVLによる集中管理 ※ 放送番組の製作における一時的固定については「一時的な複製行為」とされ、許諾を必要としない (83条)。		個別許諾 権利がパフォーマーによって個別許諾 GVLに譲渡されている場合に

			放送局自身または放送局が自身で放送する目的で制作委託したものでないテレビシリーズについては個別許諾となる。	み GVL がライセンス	
韓国	著作隣接権	著作権法	報酬請求権 ：補償金の請求権（75条）	許諾権 ：伝送権（74条）	
		実際の運用	韓国音楽実演家連合会（FKMP）による集中管理 放送事業者の一時的録音・録画について許諾を必要としない（87条）	韓国音楽実演家連合会（FKMP）による許諾	
NZ	著作隣接権	著作権法	許諾権 （171条）		許諾権 （171条）
		実際の運用	Recorded Music NZとの包括契約（管理楽曲） ※ レコード製作者と実演家との契約に基づき、実演家に50%を上限として実演家に分配することが可能。ただし通常はレコード製作者がメカニカル・ライツを取得するため、実演家への支払いは行われない。		